

第38回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年12月8日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月8日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 高山政信議員	4番 秋田裕三議員
5番 西本諭議員	6番 岡崎久和議員
7番 東豊俊議員	8番 福嶋齊議員
9番 大倉澄子議員	10番 實友勉議員
11番 大上正司議員	12番 木藤幹雄議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
15番 山根昇議員	16番 藤原正憲議員
17番 伊藤一郎議員	18番 岩路昭美議員
19番 小林健志議員	20番 岡田初雄議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之君	書記 榎谷米男君
書記 長尾紀子君	書記 原田渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健 康 福 祉 部 長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総 合 病 院 事 務 部 長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎 信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(岡田初雄君) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、岸本義明議員。

○1番(岸本義明君) 1番、岸本です。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして質問をいたします。

最初に、少子化対策でございますが、本年度の重点施策の一つに少子化対策を挙げております。これまでに何度か指摘もしてきたことではありますが、現状を見ますに、その内容は子育て支援並びに子どもを産みやすい、そういう施策、母親の仕事のしやすい環境づくり、そういったもので昨日も市長は少子化対策として世界的にはお母さんが仕事がしやすい、働きやすい環境づくりをすることが少子化対策だというふうに申されました。確かにそうしたことは重要なことではありますが、これは大きな都市部に関して主に言えることであって、こういう山間部でそういうことがそのまま、そのことだけでいいのかといいますと、確かにそういう認識だけではだめなんじゃないかなと私は思います。

問題は、突き詰めていけば子どもの数を増やすこと、いわば若者の定住化を促進し、若者の絶対数を増やすことに尽きるのではないかと思います。そのためには職場の雇用の場の確保が重要であります。農林業、商工業の振興によって、若者の定住やUターンを促すことが今最も必要なことではないでしょうか。そうした点について、市の姿勢を聞きたいと思います。

二つ目に消防の広域化について、お尋ねします。

国の方針に基づきまして、県では人口30万人以上を目途に救急医療圏、消防指令業務、地理的条件を考慮して現在の30消防本部を11消防本部に統合・再編する旨、市長に素案を提示し、今検討に入っております。

消防の広域化を図ることによりまして、初動消防力や応援体制の充実、現場消防員の増強、予防業務、救急業務の高度化、専門化、高度な消防資機材の整備などのメリットがある反面、人口規模以上に面積が拡大したとき、今までどおりの防災・

消防・救急体制が保障されるのか、地域消防とのこれまでの連携は確保できるのか、地域に不案内な消防職員の研修をどうするのか、大規模災害時の市町間の連携に問題ないのか、消防の事務処理が複雑化しないか、職員の異動に問題ないか、旧組織の運営の相違をどう克服するのか等々、問題点もたくさん指摘されております。

そうした中で、宍粟市としては広域化に加わっていくのですか、それとも独自にやっつけようとしておるのか、この点にお伺いいたします。

三つ目は、し尿処理問題検討委員会についてでございます。

まず、委員会の委員任命の経緯ということですが、市長御自身が一人一人適任者と思われる方を任命されたのか、それともある1人を任命した後、その人に後の人選を任せて、その上で了承し、任命されたという話も聞こえてきます。その経緯について、そういうことは言う必要はないということであれば、結構ですが、もしよければお話しいただきたいと思っております。

それと、報告書提出後の記者発表がございました。10月30日、午後2時からでしたか、記者発表がありましたが、その経緯についてちょっと御説明願いたいのと、それと、その記者発表会はどこが主催したのかについて、お伺いしたいと思います。

三つ目は、委員になられた方が報告書をたくさん配布されましたが、委員任命の際、守秘義務を課したと岡崎次長は言われております。しかし、市が一部削除してホームページ上に公表したのが11月15日でございます。それよりも前に記者発表の席で原本が大量に配布されましたし、また、その後ほかの場所でも、元委員によりまして報告書が大量に配布されております。11月15日以前の話であります。これは岡崎次長が言われた守秘義務との関係で問題ないのかということを知りたいと思っております。

それと、報告書の中に不適切な表現がということで、先日、市長のほうから対応方針を示されました。11月19日です。その中で誤解を招くおそれがある記述や必ずしも適切とは思われない表現がありということで説明がございました。報告書で特に私は今現在、監査委員をさせていただいておりますので、監査の委員の項目についてのみお話しますが、報告書で事件当時の監査委員のことを指摘されるのは、いろんな意味でやむを得ないことかなと思っておりますが、監査委員の資質に言及された部分、この部分は現在の監査委員をも対象にしているように読み取れます。しかし、現在の監査委員、私たちに対しても、あるいは監査事務局に対しても検討委員会の委員の方の直接の面談や調査もなし、何の実態調査もないままに、いわば憶測に基

づいて書かれた意見ではないのかなということ、現在の監査委員としては非常に心外でございます。市長が議員協議会におきまして、現在の監査委員には関係ないし、問題ないと発言されましたが、再度ここで確認したいと思います。

次に、給食センターの統合時期についてでございます。

この件につきましては、昨日、高山議員のほうからも質問がありまして、教育長からその経緯について御説明がありましたが、私も自分の所属委員会の事案でございますのでどうかなと思いましたが、しかし、その経緯については広く市民の方に知っていただく必要があるということで、再度私も取り上げております。

昨日の御答弁の中で、実施の遅れは学校規模適正化計画の進捗と歩調をあわせていくとか、児童生徒数の減少で一部枠組みを変更できて、初期投資費用が減額云々と、そういう話もございましたが、この給食センター機能集積の話が出た当初、そういう話は全くございませんでした。これは後からつけ加えられた説明でございます。児童生徒の数の減少は当然その計画が出た時点で既にわかっておることでございます。多分、反対の声が強くて、その反対への対応として、そういう言いわけ的な説明がついたんじゃないかなと私は思うのですが、そこについてもう少し御説明願いたい。とにかく明快に箇条書きのような形で何と何と何が理由で2年間遅れますというふうなことを御説明願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 岸本義明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。連日、御苦勞さまでございます。

それでは、岸本議員の質問にお答えをいたします。

この問題については、なかなか全国的にも難しい問題でもございます。本市の少子化対策につきまして、平成18年3月に第1次宍粟市少子化対策推進総合計画が策定をされております。家庭、地域及び行政が一体となって子どもが健やかに生まれ育つ環境と未来に夢と希望を持てるまちを目指して保育所保育料の軽減、子ども医療費の拡充、学童保育所の拡大及び幼保連携事業など、子育て支援に取り組んできたところでございます。

この少子化対策の問題につきましては、一つには、少なくなった子どもたちをいかに育てていくかということが一つあるわけでありまして、もう一つは、今おっしゃられたように、子どもを増やしていくという二つの要素が少子化対策と言えるだろうというふうに私は思っております。

そういう中で、いろんな施策を講じているわけではありますが、今御指摘のように出生数の増加ということには直接結びついていないというのが現状でございます。これら子育て支援施策の取り組みによって、安心して産み育てることができる環境整備というものは幾らか図られてきたし、またそれによって大きな低下の抑止に繋がってきているのではないかと、こういうことを思っているわけでもあります。

また、平成21年には第1次計画の実施状況の評価・検証を行い、課題や今後の方向性を踏まえて見直した第2次宍粟市少子化対策推進総合計画を策定をいたしているところでございます。

平成22年4月からは、市が今後進めていく子育て支援施策の方向性、あるいは目標を総合的に定め、計画的に推進をしているところでございます。

第2次計画の中では、産業振興の推進や良質な住宅の確保など、若者の定住化を促進する施策についても計画に織り込む中で、少子化対策を推進をすることといたしているところであります。

また、今御質問にありました少子化問題の根本と申しますか、根幹であります若者の定住化のための雇用の場の確保につきましては、考え方としては同じでございます。しかしながら、全国的な就職氷河期と言われる状況は、当市のような中山間地域においては、さらに厳しさを増しているというふうに考えております。

こうした中で、若者の定住化は活力あるまちづくりに欠かせないという思いから、その打開に向けて商工会、あるいはまた商工会青年部、そうした関係の団体等との意見交換会等も継続的に実施をし、長期・短期的な課題の解決に向け連携を進めているところであります。

また、企業誘致につきましては、産業立地促進助成などの支援があるわけではありますが、昨今の経済情勢の中、すぐには新規企業の進出は望めないという状況にあることから、まずは市内企業と行政が連携をして、1人でも多くの雇用を確保することが必要であるというふうに考えているところであります。

また、宍粟市が保有する豊富な資源を新たな雇用の創出に結びつけたいというふうに考えているところであります。農業分野においては、農産物に付加価値をつけて販売する6次産業の推進、林業分野においては儲かる林業を達成するための安定的な森林施業、そしてまた木質バイオマスなどの環境産業を支援をしながら、新たな雇用を創出をできないかというふうに考えております。

さらに、若者の定住化につながる住宅の確保としての宍粟材を使った木材住宅の建築に対する家づくり支援事業は既に制度化をしているところでございます。この

ほかにも定住に向けた施策を現在検討をしており、官民そして地域が一体となって若者が働きやすい環境をつくるのが急務であるというふうに思っております。

次に、消防の広域化につきましては、既に御案内のとおり、平成20年6月に兵庫県下の30消防本部を国の指針に基づいて平成24年度末までに11消防本部に再編する兵庫県消防広域化組合の素案が示されました。この素案では、宍粟市は西播磨地域4市3町での広域化組み合わせとなっておりますが、素案への移行調査の段階において意見がまとまらなかったことから、平成21年6月に兵庫県が策定をいたしました兵庫県消防広域化推進計画におきましては、西播磨地域は平成24年度末までに消防広域化を実現する広域対象地域から外れ、今後広域化の検討を要する地域という位置づけとなっているのが現在の状況でございます。

兵庫県消防広域化推進計画におきましては、関係市町の合意の得られた宝塚市、川西市、猪名川町の組み合わせと、西脇市、多可町、三木市、小野市、加西市、加東市の組み合わせの二つの地域が消防広域対象地域となっており、その他の地域は今後広域化を検討すべき地域というふうになっております。

消防の広域化は初動消防力、応援消防力の充実、現場活動要員の増強、予防救急業務等の高度化等を図ることを目的としているものですが、先ほど御指摘のように消防団・消防部局との連携、大規模災害時の指揮権の問題等、多くの課題があるわけでありまして。

また、一方では、将来の人口減少、地方交付税の一本算定等、宍粟市を取り巻く厳しい状況から、現在の常備消防体制を将来にわたって持続できるかという問題があり、慎重に検討する必要があるだろうというふうに考えております。

兵庫県消防広域化推進計画が策定されてから、西播磨地区の5消防本部で当該地域の消防広域化について検討しており、その中で、各市町における消防広域化によるメリットに差があるわけですが、一度首長レベルでの広域化についての意見交換を実施すればという話が出てきておるところでございます。こういった協議の中で具体的なメリット、デメリット、課題の克服策等について検討することも必要と考えており、そういう中で、方針を決定できればというふうに考えております。

消防の広域化には、メリットもあればデメリットもありますが、いずれにいたしましても、消防の広域化によって地域の消防力が減退し、市民の安心・安全が確保できない事態となることだけは避ける必要があると考えております。特に、宍粟市においては、県下でも非常に面積が広いわけでありまして。そういったことも十分踏まえながら、検討をしなければというふうに考えております。

次に、し尿処理問題検討委員会の関係でございますが、まず、委員会委員の任命までの経緯については、御案内のとおり昨年6月に特命チームを設置し、その中には外部有識者として1名の市民参画をいただき、調査活動を行ってまいりました。しかしながら、1名ではということで、さらに追加をいたしまして、市民5名による調査委員会を本年4月に設置をしたところでございます。

この経過につきましては、直接任命をさせていただいた方、それから紹介、どうだろうという推薦を受けた方、両方ございます。

次に、10月30日に行いました記者発表につきましては、当日報告書を受け取るということであったわけですが、あわせて調査委員会からも皆さんに早くお知らせをする必要があるのではないかと、こんな提言も受け、また私どもも事態が大きな問題でもございますので、そういったことを決定をいたしました。私も出席をして所感を述べたところであります。

また、委員による報告書の配布につきましては、特に制限をしておりませんが、現在においては市のホームページに報告書も掲載しており、市のどなたでも閲覧可能なことから、委員であった方が配布されたことに特に問題はないというふうに考えております。

次に、報告書の中で適切でないと思われる表現等につきましては、調査委員会の独立性を重んじていることから、報告書の趣旨を損なわない範囲で一部修正を行ったり、削除をいたしているところであります。

また、委員会からの提言や委員個人の意見につきましては、この間の調査活動を通じて感じられた意見であるとして、報告書と一体のものとしてホームページに掲載をいたしております。

その他のことにつきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 給食センターの統合の時期ということでございます。御質問の当初の計画から2年遅れの実施になるということについての経緯について御説明を申し上げます。

昨日の御質問の部分と幾らか重なる部分を御了解いただきたいと思います。それから箇条書きで説明せよという部分もございますけれども、少し経過も含めて御説明申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

学校給食センターの機能集積については、波賀学校給食センターを一宮学校給食センターに機能集積して、一宮学校給食センターの分の一部を山崎学校給食センタ

一で対応する計画で、御指摘のとおり22年4月の実施目標に昨年度からたび重なる地元説明会を開催し、理解を求めてまいりました。保護者の皆さん方からは地産地消のことや、配送時間、給食の保温性等の不安等、いろいろ御意見をいただきました。

このような中で、機能集積につきましては、その時期につきましては、学校規模適正化が進められているという部分もございます。それから給食センターのこと、あわせて協議してはどうかという、そういう意見もいただいたところでもあります。そのようないろんな意見を整理をしながら配送の時間、給食の保温の問題等につきましては、22年2月からこれまで11回の検証を行い、その結果につきましてはPTA等にお示しをしながら理解を求めておるところでございます。

このような状況の中で、教育委員会としては、学校規模適正化推進計画、それから幼保一元化の推進計画についても、あわせて昨年来より懇談会を実施してまいりました。そのような中で、このたびその推進計画の優先度といいますか、実施優先度をそれぞれ市内の優先度を設定をしたところでございます。波賀中学校区におきましては、この優先度につきまして千種中学校区の優先度に次ぐ優先度の高い校区として推進することとして、機能集積に対する諸課題の整理も含めて学校規模適正化、幼保一元化とあわせて給食センターの施設の跡地の活用等、総合的に関連させる中で推進していくことが波賀中学校区におけるゼロ歳から15歳の児童生徒の教育環境、保育環境の充実と連携した一貫教育の推進を図ることができるという考えをいたしました。

このような状況の中で、学校給食センターの機能集積の目標を平成24年4月の実施とし、その時点で給食数や、あるいはクラスの減少等もありますので、実証検証を踏まえて配送方法等を工夫することによって、一宮学校給食センターで一宮分と波賀分を対応できる機能集積の枠組みもあわせて変更することが可能であると判断したところでございます。

この給食センターの機能集積につきましては、行政改革において、行政と地域の相互にとって非常に重要な問題であると認識しております。

また、同時に地域の皆様の公共施設へのこれまでの経緯も含めて真摯に受けとめながら、それにあわせて経費削減に努める中で、このような方向性を示したものでございますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 順序を違えて今の給食センターの機能集積の問題について、

再度質問いたします。

教育長は、この宍粟において、あるいは波賀の給食センターにおいて、地産地消とはどういうふうなことを意味するのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 地産地消につきましては、これまでの議会でも御答弁申し上げておるとおり、現在山崎の給食センターに保冷庫をつくらせていただいております。そういう部分では、いわゆる一宮の子どもたちが例えば波賀のりんごを食べるといふことも大事なことでありますし、山崎の子が波賀の自然薯を食べるといふ、そういうことも非常に宍粟の地産地消に繋がるという、そういう思いをしております。そういう意味では、宍粟市の食材を宍粟市の子が食するという、そういうようなことで地産地消といふことの推進を考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） よくわかりました。私もそのとおりだと思います。

次に、年2,000万円の削減効果があると。これは私が言ったわけでなしに、教育委員会のほうで2,000万円削減できますよというふうなことを最初におっしゃいました。これで2年延びますと、4,000万円の削減がいわばお金が余るはずだったのが消えていくといふか、使われてしまうことになるわけなんで、この予算に関して2,000万円、年2,000万円あればどんな事業ができますか。特に、じゃあ教育委員会関係に限ってその予算を考えてみますと、多分教育長も御存じと思いますが、宍粟市内の園所、保育園、幼稚園の事務機器の整備状況を御存じでしょうか。見るにしのびないような平成17年に破棄すべきとされたようなパソコンを使わされて、そして重たい動かん、コピー機が壊れています。非常な苦勞をされておるんですね、園所は。そういったものを何十園所あろうが、15万円ほど、20万円かけて何百万円で済む話なんです。そういうこととはまた別の問題だとおっしゃるかもわかりませんが、そういう片一方で非常に予算がなくて、頼んでもだめなんです、いつも予算計上してもらえないんですという話を聞く中で、そういう年2,000万円ものお金を削減可能なものを見過ごしていく、これは非常におかしいことではないかなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御指摘のとおりかと思えますけれども、この経費の削減につきましては、当初の削減額には及びませんが、平成24年4月の時点の先

ほど御説明申し上げました児童数あるいは給食数等の精査、あるいは実施検証を踏まえましてと配送方法の工夫により、いわゆる一宮の給食センターですべて波賀・一宮が対応できるという、そういう想定をしております。

そういう中で、当初、初期投資額を設定しておりましたけれども、そういう部分につきましても、減額が可能であると考えております。それから、山崎給食センターから一宮への配送という、神戸小学校あるいは染河内小学校の給食を配送するという、そういう経費につきましても減額が可能ではないかなというふうに考えております。

それから、新たに出てきました問題としまして、問題といたしますか、経過としまして、平成24年に千種中学校区がいわゆる小学校3校が1校になるという適正化が進む予定になっております。そういう中で千種給食センターの配送車を活用するなど、いろんな形で当初の削減額には及びませんが、できる限りの経費削減を努めてまいりたいと思っております。

具体的なことにつきましては、少し担当部長のほうから御説明申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 今、教育長のほうから考え方等をお話されたとおりでありまして、私ども事務担当としては当然のこととして、最少の経費で最大の効果を上げていく、そのための常々責務があるわけでありまして、その理念をもってこの課題に対しても対応していく、こういう考え方ではありますが、今、教育長が申し上げました大きく3点の中で、基本的に24年の実施に向けても最大、最少、こういう理念の中ではありますが、1点目の初期投資につきましても、基本的には390万円あたりの減額ということで考えていきたいと。

さらにまた、配送経費、これにつきましても先ほど来山崎の分がいわゆるなくなると、こういうことでありまして、いわゆる運転手等々、そういったこともあわせますと、単年度では610万円程度予測がなされまして、それを2カ年とすると1,200万円程度、そういったことの経費の持ち出しが少なくて済むのかなあと、こんなことも一つは合わせもって考えております。

それから、3点目ではありますが、いよいよ24年になりますと、千種が今2台で運行しておりますが、その1台分につきましては、御案内のとおり千種は17年に購入をしておりますので、およそ15年を目途に車については大体経年を考えておりますので、この残りのことについても、他のセンターの給食車についても一定買い換え時期等々も来ておるものもありますが、そういった観点の中でおよそ1台650

万円程度の新しく買うとそういう経費も発生してきます。したがって、大きくその初期投資あるいは山崎からの配送の経費、それから配送車の効果的な利用、そういうことも合わせもって24年に向かってそのことも積算しながら、できるだけ効果的に私たちも考えていきたいと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） あまり時間がないので的確にお答え願いたいんですが、2,000万円じゃない、もう少しその経費を削減をやっていきますということなんですけども、どっちにしても何千万円か、これは私は失われた2,000万円というふうに呼んでおるんですけども、合わせて4,000万円近くが、そういうことでほかの事業に使えないという事態、それが最初のとくとどうしてそういう変更、何が大きな理由で変更になったのかというと、やっぱり地元の反対とか、そういうことだったんじゃないかと思いますが、反対の理由が地産地消、先ほど教育長は地産地消の問題はないというふうに言われました。後は何か施設がなくなると寂しいという意見があるそうなんですけども、寂しい代で2,000万円というと、私はもうちょっと納得いかんわけですけども、もし延ばしたことによって、延ばしたところの施設が何かの形で修理代なんかが必要になったときに、どういうふうに責任とるんですか。まあいいですけども、私はたとえ半年でもいいから早くして、何も年度年度の初めに持っていく必要はさらさらないんじゃないかなと。10月に初めてもいい、2月に初めてもいいわけなんで、1カ月でも早く、半年でも早く統合集積をやっていただきたいと。

ということで、今、次の新年度の予算組みをされておるんでしょうけども、波賀の給食センター運営費として1年分が計上されたんでは、私は話にならんというふうに思っております。できるだけ短い期間、半年なら半年ぐらいにして、そしてどうしてもその場合は補正を組むぐらいの気持ちでちゃんと最初から1年分取っておくということは私は賛成できかねます。

最後に、この給食センターの件で言いますが、反対の声も民意ですが、賛成して早くやるというのも民意ですので、どっちもきちんと取り上げて検討していただきたいなというふうに思います。

こういう財政的に人が見ますと、ああ、宍粟市余裕があるんだなと、そうか2,000万円削減せんでも前へ行くんかという話が、水道代の料金の改定にそういうところへ影響してきておるんですよ。4,000万円削減できんでもやっていくんかと。そしたら、水道代何を言うとなやというような声まで聞こえてきますので、ただ単

に教育上の教育委員会の問題でなしに、ほかにも波及しますので、十分その辺考えて早急な対応をお願いしたいと思います。最後に何か一言お願いします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 一つは、今御指摘のいただいたところを大事に今後進めてまいりたいと思っております。ただ、学校給食センターにつきましては、子どもたちが途中で給食配送の環境を変えるという部分もあわせての問題等もありますので、慎重に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） よろしく願いということですけど、ちょっと納得はできないんですけども。

次、ほかの問題に移りたいと思います。

先ほど私が聞き漏らしたのかわかりませんが、し尿処理問題の検討委員会の市長の答弁で、主催者を私聞いたんですが、記者発表の、お答えいただきましたかね。市ですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 一緒にやったということでございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） この委員会の設置をしたときのし尿処理問題検討委員会要綱というのがありますね。要綱に基づいて委員会は設置されたわけでありまして。その第3条の3項に、委員は、調査または検討が終了し、市長に意見、提言等を行ったときは解任されますよと書いてあるんですね。多分この日、10月30日、そういう意見、提言等が行われたのは市長何時でしたか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 時間は詳しくは覚えておりませんが、11月30日をもって庁内の特別チーム、それから民間による調査委員会、両方とも30日をもって役目を終えたということでありまして。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 日にちで言うのか、時間で言うのか、私は午前中に提言が出された。受け取った時点で、私は市長は受け取ったということで、その委員さんはもう任を解かれたというふうな解釈をしておるわけですが、そういう任を解かれた委員さんがどういう資格でああいう記者発表をされたんかなというふうなことも疑問に思いますし、ほかの場所へ持って行って大量に配布した。先ほど一部削除し

たのも原本も同じ公式なものだというふうに市長おっしゃいましたが、不適當なところをきちっと削除したのであれば、削除したものが市の公式な発表文だろうと私は思います。そいつが発表されたのが、11月15日のホームページが最初、それよりも前に解任された委員さんによって10月4日ですが、大量にある場所でそういう報告書が配布された。これは問題はないんですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 問題があると言えはあると思いますが、任意に配られたというところでございますので、これは市費でどうこうしたわけでもございません。そういうことで、私の理解としてはそういう理解をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） じゃあ岡崎次長にお聞きします。岡崎次長は、任命の折に守秘義務を課したというふうにおっしゃいました。それとの整合性はどうなんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 失礼いたします。守秘義務につきましては、この要綱上に明記はしてございません。が、任命の際に市長からそういった問題の本質等も含む中で、市からの我々の特命チームが調査をいたしました情報等も検証していただくというような大きな要素がございましたので、市長のほうから守秘義務をかたくお願いをしたところでございます。

1点、御質問はそのことと委員会の委員さんが報告書を配布したことの関連、冒頭の御質問だったというふうに理解をしておるわけですが、私は、守秘義務につきましては、その調査の具体的な内容あるいは個人のプライバシーに係る問題、そういったものを広く口外することが適切でないというふうに、そういったものが守秘義務であって、つくっていただいた報告書を配布することが守秘義務に違反するかといえば、どちらかといえば、それは守秘義務の範疇ではないのではないかなど、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 私に直接関係あることではないので、いいんですが、非常に個人の名前も全部出たものがそのままいわゆる元委員さんによって、解任された委員さんによって配布された。守秘義務を言われた委員さんが配布した。このことは非常に大きな問題だと思いますので、済んでしまったことを今どういうわけにもいきませんが、十分その辺は責任を感じていただきたいなというふうに思います。

次に、もう時間がございませんので、少子化問題の件ですが、この件に関しましては、昨日大上議員より質問があつて、市長より丁寧な説明もございました。雇用の促進とか人口増について答弁がございましたので、ここでは再度確認の程度でとどめておきたいと思うんですが、先ほども第1次少子化計画ですか、そして第2次計画という話もありましたが、90ページにも及ぶ第2次少子化対策推進総合計画、これ90ページもある、こんな分厚いんですが、その中で若者の職場の確保のことに触れているのはたった1ページなんですね。先ほどそういうことも第2次では産業振興だとか、良質な住宅の提供だとか、同じ考え方だというふうなことでおっしゃいましたが、ページ数で言うのも何ですが、たった90分の1のページで若者対策を書いてあつて、後は全部いわゆる子育て支援に関するページばかりなんですよ。

21年度の少子化対策の予算で、子育て支援が8,311万円、あと男女の出会いサポートが600万円、22年度も少子化対策としては子育て支援ばかりで9,550万円、出会いサポートが600万円と。少子化対策と言いながら、もうその子育て支援一本に予算が行つておると。確かに産業部のほうの事業として雇用の問題だとか、そういうものは多少予算づけがありますが、現実には市内の、この前言いましたが、3校の高校卒業生の86%が市外へ学校、教育、そして就職で出ていくわけなんです。特に、少子化を食いとめる分母となるべき女性の流出、これは現実には女子卒業生の90%以上が市外へ教育と職を求めて出ていくと。その何%が本当に帰ってもらえるのかなど。

それと同時に、宍粟市の今現在の景気の状態、確かに全国的以上に悪いと思います。そういう中で経済状況だとか、雇用状況、そして失業率などを十分把握されておりますか。宍粟市の実質総生産、これは国でいいますとGDPなんですが、宍粟市の実質の総生産は1,285億円、それで県下41市町の中で30番目なんですね。それで対前年比は3.5%のマイナス成長、このマイナス成長は本年度も続いております。そして、ハローワークたつので宍粟市の人々がどれだけ求人や求職の列を成しておるのか。ここの下にハローワークのノートがあります。非常に見にくいもので、日に何人おいでになっておるのかと思うんですが、ハローワーク事業は国の事業であります、職の確保というのは市にとっても大きな問題でありますので、それ相応の対応をすべきだと思いますが、ハローワークの相談日も設けておりますが、その対応が産業部の観光振興室、観光振興室がハローワークの対応をしておるのかなというふうにと思いますが、どういう状況なのか、ちょっとその相談日の状況とか、

ハローワーク事業の担当課の状況をちょっと教えていただけませんか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどの岸本議員のハローワークの状況について、御報告をさせていただきたいと思います。

昨年度は、しごと・くらし相談室ということで、庁舎の1階に置いてものが今年の4月からハローワークの宍粟出張所ということで、月に2回、隔週の木曜日の午後、それぞれ市役所の中で行っております。

相談の件数につきましては、詳細な数字は持っておりませんが、年間を通じまして110件程度だったというふうに思っております。今の状況を見ますと、ほとんどがそれぞれの求人の情報の提供だけでございまして、具体的に動いている数字ということはなかなか状況としてはつかんでおりません。今年の9月のたつのハローワークの有効求人倍率を見ましたら約70%ということで、若干たつの管内については上回っているという状況も考えられますが、先ほど申されましたように、全体的な景気としては、まだまだ低迷をしているという状況であろうかというふうに推察をしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 最後の質問ですが、新聞によりますと、全国の大学卒業生の就職、非常に氷河期、厳しいようでありまして、10月1日現在で就職内定率が57.6%というふうに出ておりました。逆に言いますと、こういう不況で就職難のときこそ人材確保とかいうことで、都会でなく、宍粟に若者を呼び寄せる大きなチャンスじゃないかと思えます。

昨日、市長は行政は主導しないと、民間と行政が協働してというような話がありましたが、こういう不況のときこそ行政がある程度主導的な役割を果たして、事業所に呼びかけ、そして今が本当に人材確保のチャンスですよということで、何か手を、協働してそういう補助金のこともありますし、何かの形で行政も主導的な役割を担っていただけんものかなというふうに思います。

景気対策の面でも、また同時に少子化対策としても、若者の職場の確保、そしてよその人間までこっちへ呼んでくるような、そういう具体的な取り組みを何か行政主導でやっていただけないかなというふうに思います。国や県では緊急雇用の就業機会創出事業、いわゆるつなぎ雇用とか、あるいはふるさと雇用再生事業、いわゆる人材確保の困難な分野への正規雇用奨励金制度などがありますが、そういったも

のと連動した形でも結構です。何かそういう人材を呼び寄せるような具体的な取り組みを考えていただけんものかなというふうに思いますので、一言何かあればお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの岸本議員の御質問の新しい雇用の場として若者の定住促進という考え方で、具体的には私も先ほど市長の答弁の中でもありましたように、定期的に商工会なり商工会青年部との懇談の中でそれぞれ今の課題なり問題点を見出すような施策をとっております。

その中で、今、具体的に言われました例えば市と民間の企業、市内の商工業者と一緒になった合同の就職の説明会、求人の説明会等ができないかとか、それからあとそれぞれ商工課にもお願いしていますのは、従来の新しい産業から第2創業なり転業にかけてのそれぞれの市の制度の周知の状況ですとか、いろんな形を今お願いをしております。特に、今商工課のほかにもお願いしていますのは、全体的な底上げの施策というのはなかなか景気低迷の中で限界があるかという中で、先ほど申し上げましたように、新しくやられる元気のある企業なり、それぞれの事業体に対して重点的に市が支援なり施策を打っていくことが一つの抜本的な解消になるんではないかなということで、今、そういうような方向で進めさせていただいているというところでございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で岸本義明議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 4番、秋田です。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をいたします。

6点ありますが、1番目に、これは昨日岡崎議員がおっしゃった内容とほぼ内容が似ておりますので、回答は市長にお願いしたいと、こう思います。

1番、一宮のJAしらぎく会館のホールと火葬場のしらぎく苑との間にエレベーターの設置を望むところです。

高齢者、足の障がいのお持ちの方など、大変不便をしておられます。階段の改善を望むところです。当局の取り組みを伺います。

二つ目、揖保川、千種川の水系においての水質の汚れ分布を計数的に表現したコンタミマップの作成はできていますでしょうか。環境保全のための施策構想を伺いたい。当局の取り組みを伺います。これは9月にも議会で取り上げておりますので、

継続した内容とお考えください。

3番目に、同じくコミュニティプラントの塩基類除去改善の進捗の近況を伺います。

4番目に、宍粟版のB-1グルメを企画されてはどうだろうと。

これにつきましても小林議員から同等内容の質問が出ておりますが、切り口を少し考えての別の角度から提案をするところでもあります。

それから、五つ目、50名山頂上の眺望の整備を望む登山者の声大きい。対策を。

これにつきましては、ちょっと照会の手紙が来ておりますので、御紹介をいたしますと、秋田さま。宍粟50名山を登って感じたこと。別紙に記入した山では、頂上に到達したとき、頂上付近の整備が不十分なために、ほとんど展望がなく、登頂の達成感と感激がありません。一部の樹木の伐採と整備によって印象が全く違ってくると思います。もろもろの困難な点があるかと思いますが、少しでも整備を進めていただければ、今後の登山者のイメージがよくなるものと思います。姫路市在住の方からの手紙であります。こういったことが本日質問に挙げている理由であります。

六つ目に、先のし尿券問題報告書の中で、議会だよりの改善提言がありましたが、具体的にどのような内容を示しておられるのか、伺います。

市長直轄の委員会として答申されているわけですから、その意図と具体的な内容を示されたい。市長の責任の有無を確認いたします。

この件につきましては、先ほど岸本議員が監査の委員の部分のところを申し述べられました。同等の趣旨で同じ部分、参考までに、これはこの報告書のページ81の下段のところでもあります。ちょっと参考に読んでみます。「市長、議会議員について実際の能力や実績を市民の前に明らかにできるよう、市民が市長や議会を監視し、また議員同士で政策を批判し合い、その情報が市民に伝わるシステムが必要である。その点で議員の多くが理想的な政策を発言し、議員と議員の比較のできない現在の議会だよりは編集方針を一新し、市民にとって編集されることが望まれる」と書いてあります。現在、私が議会だよりの編集の責任者を預かっておりますので、このことについて当局のこの報告書の内容の市長の考えをお尋ねするところです。

それから、また6月議会で質問した損金弁償と監督責任について、市長は委員会の報告を受けて、10月末に入れ込むと6月の時点で回答されました。事態がここに至っては訓令24号に基づく監督責任を明確に示すべきだと考えます。再度、損

金弁償と監督責任について市長の見解と明快な答弁を求めるところです。

市長は、公選で監督者になっておられますが、副市長以下当局担当者は言葉を濁し、歪曲な答弁であり、今月まで約33カ月に及び、事態を悪化させ、責任をあいまいにしてきたと思います。二元性の対局である議会の指摘に対して当局の副市長以下はいかに責任を果たされるのか、対処を伺うところでは。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 秋田裕三議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、秋田議員の質問にお答えをいたします。

しらぎく苑の関係でございますが、これにつきましては、先般の御質問にお答えをいたしましたとおりでございます。そういうことで市としましては、火葬場をきちっとやるというのが一つの役目でございます。それから、そこまではやはり葬儀を出される方、葬家と言いましょか、そういったことの責任の中でやっぱりやっていくことが必要ではないか、こういうふう考えております。

また、現在、階段がついておりますが、あれ当初、西側の出入り口のところから計画がしてあったわけですが、あそこでは急過ぎるし、階段数が多いということで、できるだけ南のほうにしてということで、現在のところに階段をつけたわけでございます。そういう中で、中のほうにちょっと休めるところもつけたり、あるいは手すりをつけたりしたところがございます。そういうことで、御理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、次に、し尿処理問題検討委員会報告書の関係でございますが、先ほど岸本議員の質問にもお答えをいたしましたわけですが、委員会からの提言、あるいは委員個人の意見につきましては、この間の調査活動を通じて感じられた意見なり提言であるということから、報告書と一体のものとして市のホームページに掲載をしたものであります。

御質問の議会だよりの件につきましては、市民が市長や議会を監視し、また議会における審議の過程が明らかになることを望むとの意見であるというふうに理解をいたしております。その手法につきましては、今議会から実施をしていただいておりますインターネットでの議会中継などによって、そうしたことは一部補完がされているのではないかとこのように思っているところであります。今後とも議員の皆さんとさらに議会における真摯な議論が広く市民の皆さんに伝わるような努力をしてまいたりというふうに思いますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、損金の代償と監督責任につきましては、岩路議員の御質問等にもお答えをいたしたわけですが、現在調査委員会の報告書の内容を検討しているところであります。

また、監督責任につきましては、平成20年12月の処分は金券等の不適切な管理や信用失墜行為を戒めるものであり、今後新たな事実や現在係争中の業務上横領被疑事件の裁判が確定すれば、その管理責任について訓令に沿った対応をするということになるかと思えます。

また、副市長以下幹部職員の責任でございますが、これらについても大きな責任があるというふうに考えているところでございます。そういう中で、今、報告書に基づいていろんな作業を行っているところでございます。また、副市長につきましては、一般職を離れておりますので、私の判断でもってその報告書に基づき適切な対応をしてみたいというふうに考えております。

それから、あとのことにつきましては、それぞれ担当部指定がございましたので、担当の部長からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうからは2点目にありました揖保川・千種川水系の水質の汚れ分布を示したコンタミマップの作成というところについて御答弁をさせていただきたいと思えます。

水質の調査の中で、PHでありますとか、BOD、COD、それらの項目によります水質の調査につきましては、揖保川では20カ所、千種川では3カ所の水質調査を市としまして、年1回実施しているところであります。それらをまとめましたコンタミマップというところには今現在は作成が至ってないというのが現状であります。ただ、今後、このそれぞれの調査結果及び経年変化をできる限りわかりやすく表現できるようなものを何とか考えていればというふうに今思っているところであります。

水環境にかかわります環境保全施策につきましては、これまで自治会等の市民ボランティアによりますクリーン作戦でありますとか、学校や団体によります水生生物調査や啓発活動を行ってまいりましたが、こうした環境を保全していくために、今後さらに多面的な価値を創造していく必要があると考えております。

そこで、本年7月に作成いたしました宍粟市の環境基本計画の中で、生物多様性の確保、水環境の保全と創造などを施策として推進することとし、水生生物をはじめとする水辺の生物の調査と指導者の養成、市民を対象とした観察会などを計画的

に開催しまして、市民の皆さんとともに水環境の持つ広域的な価値を高めていくということで、努力をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、私のほうから宍粟版のB級グルメの企画と50名山の眺望整備についての2点の回答をさせていただきたいというふうに思います。

まず、B級グルメにつきましては、地域でそれぞれ安くて、うまくて、愛される地域の名物料理や郷土料理を広く内外に広めることによるまちづくりというイベントでございまして、今年神奈川県で行われましたB級グランプリにおいては43万人というような非常に多くの人が集められたということで、近年では姫路のおでんが特別賞に入ったというようなことで、非常に経済効果も高いという状況のイベントでございます。

そのような中で、御提案の宍粟版のB級グルメの企画のお尋ねでございしますが、特に姫路おでんの仕掛け人の著書の中に、私たちの生活の中でそれぞれ隠された資源なり資材があるというようなことも書かれております。もしなければ、これから作り出すことによって新たな特産品の動きに伝わり、また地域の活性化が図れるものというふうに考えておるところでございます。

そのような動きをつくる契機として御提案の宍粟版のB級グルメを実施することも検討すべきというふうに考えております。ただ、即座に実施をするということについても数々の課題があろうと思っておりますので、今考えてますのは、今、宍粟市内で行っていますイベント、例えばさつき祭りですとか、各市民局単位で行っています夏まつりの一つのコーナーとして企画し、市民へのそれぞれ浸透なり、状況等を見極めた上で、さらに商工会なり特産グループ等と協議しながら将来的には宍粟版のB級グルメ等の開催ができるような方向で検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、宍粟市の特産物の観点からも地域食材を使った食品を市民が楽しく食するという動きは大切だろうと考えております。今後、その中から未来のB-1グランプリで宍粟市が全国に名をとどかされるような特産品ができるというふうなことも目標として行っていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の50名山の山頂の眺望の整備のお尋ねでございまして、このことにつきましては、50名山選定以降、現在約年間で2万人、今年の9月現在で1

20人が50名山を踏破をされたというふうに聞いております。そのような状況で非常に内外からも利用者が多いという状況の中で、宍粟市においても貴重な資源ということで、今後も50名山を守っていかなければならないというふうに強く感じているというところでございます。

そのような中で、50名山は登山口と頂上のピークを明示しておりますが、立木等で眺望が十分できない箇所があり、議員御指摘の登山者からの声も聞いているところも事実でございます。現在、こちらで把握しておりますのは、50名山中約3割がほとんど見えないとか、少ししか見えないというような状況になっているようでございます。今、しそ森林王国のふるさと雇用の中でそれぞれ巡視点検なり、誘導看板等の設置を行っていますが、今お尋ねの眺望整備につきましては、それぞれ立木伐採に係ります氷ノ山なり後山の国定公園の公園法の制限、また保安林の制限、当然個人地でございます土地・立木所有者の承諾等々の課題がございます。行政で対応すべきことと、それから実際眺望整備に係りますことにつきましては、今後ボランティアの皆さんの協力を得ながらそれぞれが役割分担を担う中で、今御指摘の眺望の確保ということにも今後全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 私のほうからは、コミュニティプラントの塩基類除去改善の進捗について報告をさせていただきます。

この河東クリーンセンターでは、以前に三谷川の蛍や魚の減少が問題があるということから、21年度から年1回、揖保川の支流である三谷川の処理水放流口とその上流、下流で河川水の水質検査を実施しております。今年で2年目であります。それで、その項目の中に塩基類に関係すると考えられます塩化物イオン、カルシウムイオン及びマグネシウムイオンがあります。その水質検査を11月4日に再度実施したところであります。それと、もう一つは、河東クリーンセンター周辺2カ所と三方浄化センターで1カ所、11月7日に2回目の水質検査をしたところであります。現在、資料を収集しているところであります。

放流水は水質汚濁防止法や瀬戸内法によりまして、定められた測定項目に基づいて放流水を測定しております。その基準内に入るように、施設の運転を行っておりますが、一部の残留塩素、PHなど基準値内でありませけれど、少し高い数字が出ておりました。その高い数字については、低く抑えるよう業者に改善指導をしてい

るところであります。

水質の保全は、市にとっても重要な環境施策と考えることから、今後も引き続き調査を実施しながら、清流の保護、保全に努めていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） グルメにつきましては小林議員の質問、あるいはJAしらぎく苑につきましては岡崎議員、それから、し尿券の文書につきましては岸本議員、ちょっと発言の順番が遅かったので同じところをねらうわけですが、まずJAのところからいきますが、私はこの質問を言う前に、実は1カ月、2カ月前ですね、担当の窓口、大谷部長のところになります、あるいはJAの関係者にも何回かお会いしたりして調査というか、どういうふうに改善すべきかというところの観点から面会を何回かしました。で、皆さんそれぞれ上手に立場の説明をされましたわ。財政が苦しいで計画できないとか、いろんなこと、あるいはそれはホールの問題と、苑とは違うんだとか、いろいろ説明されましたが、誰もお年寄りの悩みを聞こうとされんわけですね。それで私のところへこの話が来たわけです。「秋田君、今議員してんねやったら、何とかしてくれんか」と、こういう事の始まりであります。市長の回答は決められた話を、また今の現状を訴えられる、そのとおりですけど、私は若干冷たく感じましたね。

というのは、私が市長に求めたいのは、慈悲のある回答を求めているところがあります。エレベーターを検討してやろうというふうにはなぜ言えないのか。また、耳をすまして年寄りの言葉をなぜ聞き取ろうとしないのかと、こう思います。ホールの問題だ、あるいはJAの問題だと言われるけれども、御承知のように昔から言われるように福祉は生まれて、ゆりかごから墓場までと言われますけれども、焼き場をつくったからいいというものではないと思うんです。それに現実に最後の見送りの時点で親族の高齢の方があの階段をよう上らんと、骨を拾いに行くときに、寂しくされているわけです。その姿を見たときに、仏様やあるいは親族の高齢の方が最後に宍粟のまちに生まれて、そして最後までみとってよかったなあと、喜べるような、なぜそういう葬儀場にしないんですか、逆に言えば。僕はそこを聞きたいんです。

それから、現実、行かれてよく場所を御存じの方はわかると思いますけども、焼き場とホールとのGLの関係で言うたら、約4メートルというか、建物で言うたら1階分の高さぐらいに相当の段差がありますわね。我々のようなまだ足が健康な者は上れますよ、誰でも。しかし、足に不自由のある方は上れんわけですわ、そこを

言いよるんですよ。だから、そういったところに政治の心を生かして、ここのこの本庁は5階まで何ぼでもエレベーターでみんなやっているじゃないですか。本庁は便利なのに、人生最後の見送りの階段は苦勞して上らなならんと。そこを直していただきたいと私は言うтонですから、エレベーターを検討してやろうということをお願いしたいんです。市長、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃることはよくわかりますし、そういうことが予想されたら当初から計画があってもしかるべきかなというふうに私は思います。しかし、その中で設計を見てみますと、一番高いところに階段ができておったと。だからもうちょっとこっちに持ってこなんたら、なかなか大変やないかということで、やってきたわけでありませう。

今、またエレベーターあるいはエスカレータ、そら、あるにこしたことはないと思います。しかしながら、火葬場に行くのは、それぞれの責任において行くのが、これはそのとおりだとおっしゃると思います。あそこはたまたま近いからそういう話が出たんで、もともと当初、旧一宮町で計画したときには、できるだけ近くで経費も安くできるのではないかということの中で、JAと話し合いをしながら、場所の決定までは私がやってきたわけでありませう。そういうことを考えて、いろんな総合的に考えれば、思いやりだとか、優しさということがあるとすれば、一緒に葬儀に行った人はみんな車で来ているわけですから、ちょっと乗せて上がってあげようかということも必要なんじゃないかなと。あるにこしたことはないことはわかっています。しかし、そうしたことと経済的なこと、そしてまたお互いの助け合い、いろんなことを考えると、やっぱりちょっとそこまではという気がしないでもありません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） しつこく食い下がるようですけど、その答えもJAの方の答えも聞いたんです、私は自身で。そのとおりだと思うんです。そこをバリアフリー化していくということが、この4メートルか3メートルかの高低差というのは、不自由な方にとっては我々が山越えするほどの苦痛なわけですよ。だから、そこに政治的判断を、市長の慈悲ある政策を盛り込んでくださいということをお願いするわけですよ。

聞くとおころによればですよ、その後あの会場の運営は堅調に経営なさっているわ

けですから、JAに負担を求めるのか、市が折半するのか、あるいは全額持つのか、そういったことは検討されていないでしょう、今の時点で。だから私はそういう検討から入って、いや、これは市が全額持つべきだと考えるのか、JAに半分持つてもらうんだとが、7・3だとかいうことを協議しながら進めてもらいたいわけです。いや、いろいろやったけれども、それは結論出んであかんというのなら、また次の3月議会ぐらいでまた返事いただいても結構ですけど、今は何もここでどうでも返事出さんと承知せんということではありませんけれども、是非再検討をしていただきたいと。これは設計上の漏れ落ちみたいな感じで、欠陥じゃないですか、漏れ落ちですね。

私、思いますのは、願わくば、しらぎく苑の玄関下のところからどんと掘り下げて、ホールからたとえ20メートルでも歩くこと、水平移動は年寄りの方もさほど問題はないんです。問題は高低差なんですね。ですから玄関のところから、そこらトンと上げて、雨のかからない範囲で上がるということは、簡易エレベーターでもいけると思いますので、予算のこともありますが、町の時代から今は市の時代になったんですからね、やっぱりゆりかごから墓場の、その一歩手前で、年寄りを速やかに円満な移動ができるように、円滑な移動ができるようにと再考慮をしていただきたい、これは強く申し上げて、この件はそこまでです。要はバリアフリー化を考えていただきたいということです。若干設計漏れだと思います。

次に、環境の関係、大谷部長からの答えがありました。これは回答はいいんですけれども、まだ将来ともに環境問題はずっと研究していかないけませんので、続きますが、将来の環境整備のために今現在は調査研究段階だと思いますので、よく基礎データを分析されますように申し上げます。

それから、コンプラにつきましても、これは塩基類の除去の問題は技術的にはまだ研究段階だと思います。それで従来宍粟市はこういった問題は検討されておりましたから、米山部長のところ、さらに技術的な研究発展を期待したいと、このように申し添えておきます。これは回答は要りません。

それから、4番目、5番目の質問のB-1グルメと50名山のことですけれども、姫路市で開かれるB-1グルメとか、あるいは他府県であるB-1グルメ、そういったことに参加するということはかなりいろんなハードルが高うございまして、私もよく調べてみました。今すぐできるということではないと思います。

そこで、それを他府県のものに参加して云々という見方を変えて、小さくていいから、宍粟版のB-1グルメを研究されて、その中で食材の名物料理とか、いろん

なものの発掘、名産品のピックアップですね、取り上げる。例えば波賀町でしたら自然薯が有名だとか、その産物は有名なんですよ。そこから加工料理とかいろんなことがあると思いますので、付加価値をつけた料理であるとか、いろんなことを市内それぞれの関係者が競うて自分たちが研さんし合う中で、新しい物産を見つけ出すということ、それを一つの起爆材にすると。

それから、50名山の眺望等も1,000メートル以下の山でしたら、大概がヒノキ、スギが植わっているわけですから、飛騨山脈だと、日本アルプスのような3,000メートル級のロケーションではありません。しかし、それをたとえ木の3本でも5本でも切っていくと、360度方向じゃなくて、部分的で結構ですから、見れる眺望を確保して登山者が喜ぶと。そのことによって感激を覚えることによってもう一度来てみようということ、そして道の駅で土産を買う、温泉に入る、そういったことをずっと繰り返していくと、山間地の我々の地域の産業の一つにもなるように、仕掛けをつくっていくと、こういう意味で宍粟市の宍粟市版B-1グルメを産業部で一度研究していただきたいと。それを夏まつりとか、秋まつりに盛り込んでいくと、そういう仕掛けづくりですね、それが一つの起爆剤になって、景気の刺激策になって、たとえ1人でも3人でも雇用が増えるということにもなりましょうし、外部からの、県外からのお客さんが喜んで来られると。以前にも申し上げましたけれども、都会の人は宍粟に何を期待しているか。それは水であり、緑であり、食材であり、季節の折々の美しさ、それを求めて来られるわけですから、それは評判が一つでもよくなるための作戦としては、眺望を確保するぐらいのことは当然のことであると思いますので、是非やっていただきたいと思います。

また後ほど部長のほうには資料をお渡ししますが、ちなみに眺望の要求をされている山の具体的な名前を言いますと、波佐利山、竹呂山、三久安山、阿舍利山、大甲山、大段山、三辻山、銅山、深山、五蔵山、岩谷山、母栖山、山崎の宮山、13の山のリストが今先ほどの手紙に添えて来ておりますので、また研究をしていただきたいと思います。研究をしてくださいますか、部長、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 今、御指摘のように50名山の眺望につきましては、それぞれ課題がありますが、眺望の整備ということは最優先として今後考えていきたいというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） それでは、あと20分ですけれども、し尿券の議会だよりの

ところを言います。

先ほど岸本議員と同等内容になろうかと思いますが、このことについて市長が全部責任をとられるというふうに理解してよろしいか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） はい。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 理解されるとして、岸本議員もおっしゃいましたけれども、自分がちょっと覚えている範囲のことを言いますと、まず、時系列的にこの前後のことを申し上げますと、10月30日の午前10時だと思いますが、市長に報告書が手渡っております。同日、午後1時半、記者会見がありました。私たちが傍聴しておりました。11月4日午後6時半、山崎ライオンズクラブの会で配付されました。これが現物であります。これの原本のコピー版です。これです。これが約50冊余り出ました。それで、このやつをずっと目通した中で、議会だよりのところに触れておられますので、私は少し心外であるという観点から、11月8日、午後2時半、議長室で議会だよりの表現箇所について異議があると、抗議を申し出たのが私であります。にもかかわらずですよ、その後8日の以降、そのことについてはこうだ、ああだという回答もないまま11月15日にこれの全ページ分、94ページ分に相当するものがネット配信に出たわけです。

蛇足ですけれども、先般、12月5日に山崎のスポーツセンターで子どもたちのマラソン大会を主催したのは山崎ライオンズクラブであります。ライオンズというのはちょっと余分な説明になりますけれども、リバティ・アンド・インテリジェンス・アンド・アワーネーションセーフティという自由と知性と、そして自分たちの国家の安全をとというスローガンのもとに結成されている奉仕団体であります。そのほかにもいろんな行事を年間を通じてやっておりますけれども、そういった会場にこれを持ち込んでぱっと出された。岸本議員の質問に対して市長は配布は問題ないんだと、今さっき5分ほど前にそういう説明をされた。そしてこの内容は全部委員が書かれているけれども、全部それは感想も含めて書いていることで問題ないんだと言われる。

しかし、私もずっとこれは一応一通り目を通しましたよ。全体の文章として5章の文章から成り立ってますが、3章までは僕は正しいと思うんです。この報告書の優れているところは、民法の709条に照らし合わせて責任範囲はどうだとか、そこから辺はかなり丁寧に書いておられますので、そこは我々がようせん、すばらしい

文章、レポートだなど、こう思いますけど、後の4章、5章なんか、監査委員の資質がどうだとか、議員の資質がどうだとか、全くし尿券の根本原因と全く関係ないことばかり書いてある、これは。現実問題。

それから、これは先月号の議会だより、私が委員長で、あと5名の委員で合計6名の委員がやっている議会内の独立した委員会じゃないですか。例えば私の自宅とか、事務局の係の者とかということに、議会だよりはどうなっておるんだという連絡の一本もない。にもかかわらず、先ほど冒頭申し上げたようなところで一新すべしなんていうことを平気でバーンと書き上げてくる。こんな非常識なレポートがどこにあるんですか、逆に言うたら。それを市長は、いや全部自分の責任だと。責任あるんだっただらあるで、11月4日にライオンズクラブでバーンとまかれるようなことに対しても一体どう責任とるかということを知りたいんですよ。

それで、先ほどの例えば岸本議員の答えに対して、委員の配布は問題ないと言いながら、再々質問のときにあるかなあというような、あると言えああるというようなことで、答えが二つ出てくるじゃないですか。非常にぶれた回答で、先ほど聞いておって少し腹立たしく感じるどころです。

私は、この議会だより、実は、これは21号ですが、1号の宍粟市発足の1号からずっとこの仕事をさせていただいてやっておる。ちなみに議会だよりはどういう方針でやっているのかといいますと、まずは議員が一般質問、代表質問される。それから本議会で議決されたこと、これを重点的に載せる。しかも党派とか個人とかそういうこと関係なしに平等に発言された内容を1時間近い演説のやりとりを紙面の都合上、500文字に限定しておりますけれども、やる。それから、最近でしたら、いろんな委員会の報告とか、全部載せて、あるいは宍粟の市内外で活躍されている若い人、あるいは特技に優れた人、そういった人たちをピックアップして、脚光を浴びるような内容を紙面のたとえ1ページに載せる。そして子どもたちの笑顔が少しでも広がるようにというようなことで、子どもたちの笑顔も載せると。そんな思いでずっと編集して公平にやっているわけですよ。何も偏らない、そして決まらないこととか、憶測で物を言うような発言は全部載せない。そういう気持ちで、そういうスローガンのもとに、6名の委員が集って毎回毎回議会が終わった後、ずっとこれを編集しているわけです。そういう我々の編集の苦労とか、それから方向とか、内容とかいうことを全然吟味せずに先ほどのようなことをバーンとレポートに出して、それを僕はそれは異議あるということを知りながら11月8日に申し上げているにもかかわらず、15日にネットで全部出すというのは、一体どういう了見なんです

か、これは。そこのところを聞きたい。今、私が少し心外に思っていることについて、市長の答えを求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 議長室で申し上げたということですが、これは私が議長室へ入ってたまたまおられて、その中でお話を聞いたということでもあります。

内容について、それぞれの立場で皆さん思い思いがあるだろうと思いますし、私もかつて議会広報の委員長もやったことがございます。そういう中で、議会の広報というのは、ある一定限られたことにしかなかなか難しい、議員さん何人かおられて、その中でいろいろ載せていくわけですから、非常に難しいものがあります。しかしながら、市民の角度から言えば、こういう話をした、結果がこうということよりも、むしろ議論の内容、経過、そういったことが透明にわかりやすいものということを希望をされているというふうに私は思います。そういうことですから、市民目線から言えば、こういうことに何とかならないかなという希望がそこに入っているというふうに私は委員会からも聞いておるわけですし、そういう中で先ほど申し上げましたが、ホームページへ議会のことを流しているということは、一つの大きな進歩かなというふうに思っております。

そういうことで、この問題につきましては、行政が一番であります、みんなが考えていかなければならない問題を、この報告書の中に提案あるいは提言をされているというふうに私は理解をしておるわけであります。決して今、広報委員さんがなつとらんとか、あるいは監査委員さんがなつとんとか、そういうことでなしに、将来こうあるべきじゃないのかなということが提言として挙げておるということを明確に聞いております。ただ文章としては、今おっしゃったように、ちょっと荒っぽいかなという点ではありますが、そういうことで私は理解をしているところであります。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 岸本議員も同じ資料をお持ちだったんで、たまたま私も持っておりましたが、この宍粟市し尿券処理問題検討委員会要綱、同じところを攻めるかもわかりませんが、第3条ですね、委員会は委員5人以内で組織する。2. 委員は市内の有識者の中から市長が委嘱する。3. 委員は第2条の規定による調査または検討が終了し、市長に意見・提言等を行ったときは、解任されるものとする。ですから、10月30日の午後1時というか、午前中で終わっておるわけですよ。その後にライオンズクラブで配布したり、あるいはここにこのとおり書いてありま

すが、読み終えたら、他に報告書を回してくださいとか、ばっばばっば物が広がっていきような、それを10月30日、昼の記者会見は協議の上でしたとして許すようにしましょう。11月に入ってからばんばんばんこれらがひとり歩きしておるじゃないですか、現実問題として、宍粟市内を。そういったことに対する市長のコントロール能力は今消えておるわけですよ。責任はあるって堂々と言われるけどね。責任あるんやったら、これ回収するなり、直しなさいな、逆に言うたら。

それでネットに出す、このことは約束のもとにしたんですか。ネットに出したのは11月15日ですからね、ネットに出たのは。ですから、委員会の権限が消滅している2週間たって、ネットに出るといふことは、これは当局の判断のもとに行われたという解釈になるでしょう。委員会のメンバーと市長との密約があったんですか、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そういうものは一切ございません。ホームページに載せたのは、事務的な、先ほど申し上げましたように、ここは削除、ここはちょっと書き直そうと。そういうことがあったことの中で、ホームページでは遅れましたけども、10月30日に報告書を受け取ったと。受け取った時点で、これは公文書として報告書の開示を求められれば、それは当然開示をしなければならない文書でありますから。したがって、それがホームページから取られてほかに出たとしても、それは問題はないというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） あのね、市長、本来ですよ、こういったたぐいの原本のほうになります、こういった報告書は市長に報告されて、市長がこれをそしゃくして活用されるというのが報告書の本来のあり方であり、使命だと思ふんですよ。それをネットに2週間たっていきなり前後の関係者の了解もなしにどーんとやって、そこへ名前が出ると。それは、この議会だよりのことについては秋田裕三がとは書いてありませんよ。しかし、現実私が委員長なんですからね、私のことを書かれているというふうに私は理解しているわけですよ。

それで、そういったことで、市長がよく言われる委員会の独立性を重んじるというのと、ひとり歩きするというのは意味が全く違うわけですよ。調査段階では独立性を重んじたらいいですよ。だけど発表段階になったら、それは市長がそしゃくした上で出さないと。そしゃくせんと、それも意見だと言うんだったら、全部あなたにそれは責任をかぶるわけですからね。そこのところを私は調査の丸投げとか、そ

れから書かれた人の名前の名誉とか、個人情報とか、そんなものを全然無視されているじゃないですか、現実問題。ですから、この報告書は英語で言うデトリック、とにかくきれいな言葉で問題をすり変えているわけですよ。そやから私は3章まではいいと思う。4章、5章、議会のあり方とか、議会だよりのあり方とか、監査委員の資質だとか、全然事件と関係ないじゃないですか。それをどんどんどんどんやらすということは独立性を重んじるということとは全く違う話ですからね。市長の政治指導が反映されてないと、こういうふうに思うんです。

ここで、私が問題にしたいのは、こういった各種の、ほかの諮問の問題がたくさんあるじゃないですか、そのことについて市長は同様の委嘱の方針であるのかどうということをやっと、これは余分なことになりますけど聞きたいと、こう思うわけですよ。

今、基本条例その他もありますけども、パブリック制度だとか、モニター制度だとか、コンプライアンスやとか、いろんなことを言われますけどね、一つのこの要綱の取り決めすら守らずに、何をコンプライアンスが重視だったりして向こう向こうへ行きよるんですか、逆に言うたら。ほかの委員会もそういう同じような諮問の仕方ですか、委嘱の仕方ですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 委員の選任ということですか。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 委員の委嘱の仕方及び発表ですよ。そしゃくせずにボーンと投げ出すやり方のことを言いよるんです。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 委員の選任については、これはほかの委員会においてもいろいろ各課から推薦なり、あるいはこちらから選んだり、いろんな場合がありますが、全くこれも一緒のやり方でやっております。

それから、今委員会のあり方ということが言われたわけですが、報告書が出てきて、それをこちらで直して、それを発表するということは、これは報告書でなくなるわけで、報告書はあくまで報告書でして、そしてその報告書は今回の問題については事の大事性ということを考えて、できるだけ一部は修正、削除いたしました。そういう形の中で皆さんにご覧をいただくと、そういうことが大事であると。これを修正したりいろいろしたら、これはやっぱり調査委員会そのものがということにもなってまいります。そういうことでこの報告書をできるだけ内容としての、趣旨

としての忠実性を保ちながら公表をしたわけであります。よくお考えいただきたいのは、たまたま今、秋田議員が広報をしておられるから、特にその思いがあるだろうと思います。しかしながら、全体としてはこの報告書で市民がこういう目で見ているんだなということをお互いに感じ取りながら改革をしていくと、このことは一番大事なことではないかというふうに思います。その点をいろいろ思いはありましようけども、御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 理解はしません。ネットについて、既にこういった書類が出ておるわけですが、これを取り戻してこいというわけにはいかないでしょうけども、ネット配信の4章、5章の分を削除していただきたい。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 私は先ほども申し上げたところでございますので、削除はする考えはございません。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 削除しろというのとしないというのと意見が対立したままの今日の質問でありますから、対立したということは残ります。

続けて言いますが、それでは本論というか、若干時間の関係もあり元へ戻しますが、6月議会で私の同じ質問に対して答弁されて、10月末現在に入れ込むと、損金を入れ込むと発言されましたけれども、損金弁償と監督責任について、いつされるんですか。そこをお尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 10月末を目途に報告をまとめるということは申し上げましたが、損金弁償までは恐らく議事録を見ていただいたら入ってないと思います。今報告書に基づいて、そうした弁償等についての作業を行っております。確定ということになりますと、裁判が1月の初めに弁護側の論告がございます。そしてその後に裁判所のほうから刑の確定が言い渡されるであろうと。そのことによって損害金のいろんなものが明らかになるわけですが、それまでにできるだけ早くそうした精査をしていきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） それは容疑者が今告訴されている内容の350万円前後の損金の部分でありますから、それは裁判所の決定以後でもいいと思うんですよ。だけど、33カ月に及ぶこの問題がここで議論されているということに対しておかしい

と。皆さんも先般の行政懇談会で、るる市民の方から直接批判も聞かれたじゃないですか。いつまで監督責任云々を精査精査言われるけども、この事件の置かれている今の姿をざっくりかいつまんで見ますと、皆さんが法令等を遵守すべき公務員、その公務員が業務規程を守らず、ずさんな業務をして、また監督、指導も適切になされず放置した状態のまま今日に至り、処罰対象の判断を求められている現時点ですよ、今なおその訓令24号の規定すらまともに運用できない行政集団になっておいでなんです、今ね。すなわち法の運用及び善悪の道徳的概念すら忘れた行政に宍粟の予算を私は預けられないと思うんです、逆に言うたら。33カ月かかって1,600万円前後の金が合わんのに、何で400億に近い予算が正確に運営できるんですか、私は非常に疑問なんですよ、そこが。どうか心あれば、国を憂うとか、あるいはふるさとの宍粟を愛するとか、市民の幸福を念じるとか、公の尽くす憂国の志士の職員はおられないんですか、逆に。速やかに自主的に処断を望んでやるべきだと思うんです。今混乱している。この混乱のときこそ市長の政治判断を出して知るべきやと、こう思うんです。そこは同感でしょう。うんじゃなしに、マイクの関係があるので。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そのことについては、考えは同じであります。今、額の確定を急いでやっておるところです。今ここまでしか申し上げられませんが、やっておるということは申し上げておきたい。

それから、33カ月と言うたら、いかにも私が33カ月放っておいたみたいと言われるわけですが、そのことだけはきちっとやっておいてもらわないと。そういうことで今、鋭意やっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） それは先代の市長がなされ得ずしたところを田路市長がやるということで、市民の負託を受けておいでなんですからね、この混乱のときこそ市長が政治能力をフルに発揮して、願わくば年末、年末の御用納めまでにぐらいには、350万円前後は裁判所にお任せするとして、それ以外のところぐらいは年内に決着つけて、そして来春の予算を円滑にするというぐらいの姿勢で臨んでいただきたいと思うんです。中国のことわざではありませんけれども、「天知る地知る我知る汝知る」、皆さんもそこそこおわかりのわけだ。どうか年末までに、御用納めまでに損金その他の裁判所預けの部分以外のところを速やかに弁償し、監督責任を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、おっしゃったような期日を目途にやっております。ただ、事が事でありますので、昨日の一般質問の中で申し上げたように、それらについて議会との協議も、要らないとおっしゃればそれでいいわけですが、それでも事が事ですので、協議をする場というものがどうかなということも思っておりますので、その点も議会としても協議をいただけたらというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 今、申し上げたことがここ3カ月前後の私自身がいろんなところで聞いて回った、あるいは自分が調査したということの一端でありますけれども、是非市民の声というものは議員が代弁しているんだということで本席の指摘に対して、真摯に受けとめて速やかな実行をしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上をもって、4番、秋田裕三議員の一般質問を終わります。一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時35分まで休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 17番、伊藤です。よろしくお願いいたします。

日本の憲法の冒頭に、主権が国民に存することを宣言とあり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行行使し、その福利は国民がこれを享受すとなっております。今、議会が取り組んでいる議会基本条例のもとになるものであります。し尿問題を反省するに関連する各自がこの視点をしっかりと守っておれば、このような問題は起こらなかったと思います。その中でも私が一番気になったのが、以前にも私も質問しましたが、顧問弁護士の対応です。一番日本国憲法を理解されている弁護士の発言に対して、し尿問題特別委員会の報告書、ページ58、顧問弁護士を利用して調査を怠る口実とした。ページ60、顧問弁護士は市民のために市民の血税から顧問料を支払っているのであって、市の幹部の保身のために雇っているのではないとあります。この内容についての当局の見解をお聞きいたします。

次に、水道料金について。

市長は、宍粟市の水道料金については、平成25年度に統一すると言われました。今回、出された簡易水道の改定料金については、千種町、波賀町の引き上げが約2倍となり、また、山崎町の料金については据え置きとなっております。平成25年に統一するならば、一宮町の料金を基準にして千種町、波賀町については3段階で料金を引き上げるとしてはどうでしょうか。また、山崎町については23年、24年、25年と順次下げて統一すべきではないのですか。この点についてお聞きしたいと思います。

次に、高速道路についてであります。

播磨自動車路がテクノから高下までできていません。同じ線上に県道相生テクノ山崎線が計画されています。この県道もテクノから山崎までできていません。播磨自動車は高速道路を繋ぐ道路で、山崎町にとっては素通りの道路であって、あまりメリットがないと思います。宍粟市にとって大切な道路は県道のテクノ山崎線で、早期完成を求めるものであります。宍粟市が交通の要所となるよう上部団体への陳情が必要ではないかと思っておりますので、この点についてお聞きいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 伊藤一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 伊藤議員の質問にお答えをいたします。

し尿処理問題検討委員会報告書の件であります。これにつきまして顧問弁護士を利用して調査を怠る口実としたとの指摘でございますが、これにつきましては問題認識後の約2年間のことを指しての指摘であるというふうに理解をいたしておりますが、内部調査活動あるいは議会との協議、警察との協議など、万全であったか否かということにつきましては、疑問が残るものと感じております。また、少なくとも平成18年6月から平成20年の調査委員会設置までの間は事件の全容が非常にわかりづらかったとしても、もう少し違った対応が可能ではなかったかと思っております。

とりわけ、こうした事案が発生した場合は、行政として調査活動をいち早く行うことはもちろんであります。外部調査委員会の設置や議会における調査活動など、あらゆる手法により全容の解明と再発防止に向けた取り組みを行うことが必要であると感じております。

また、次に、顧問弁護士を置くことを目的についての指摘であります。顧問弁

護士については、市が法律的な解釈あるいは判断を求められた場合に適切に指導していただくということで、現在も適切にやっていただいております。

次に、水道料金等の関係でございますが、25年ということにつきましては、これは既に水道審議会等で決定がされておる事項でございます。その中で平成25年度に統一するのであれば、一宮町の料金を基準にして千種町、波賀町については、3段階でという御質問でございますが、改定の必要性については9月議会に提案した件でも説明をいたしておりますが、公共料金審議会の審議の中の意見としても、旧町ごとの格差の統一、料金改定の必要性は理解するが、大家族とひとり暮らしの老人世帯等については、基本料金あるいは超過料金との割合や町ごとに改定率を配慮できないかといったような意見も中にあったわけであります。

また、審議会とすれば、公平性や財政面の効率性を重点に審議した上で、そういう意味では段階的な改正は望ましくないと思うの意見や、さらには段階的にすれば、波賀・千種住民にとってはありがたいが、今回の改定対象の一宮とは3年間不公平なままとなる。また、将来山崎を含めた改定が必要となるため、段階的にすれば毎年値上げの感があるので、段階的な改定は好ましくないと思うなどの意見があり、改定時期やその手法についても十分な審議を踏まえての答申がなされたところであります。

御質問の3段階で料金の引き上げということにつきましては、激変緩和措置による3カ年かけて値上げする意味かと思いますが、いろんな意見を集約し、答申を尊重し、検討する中で激変緩和措置を設けない内容で9月定例会に提案をしたものであります。その後、住民への周知について広報紙や行政懇談会、自治会長会での説明を行い、理解を求めたところでございます。

次に、山崎町町については平成23年、24年、25年と順次値下げして統一すべきではないかではありますが、御承知のとおり上水道会計、独立採算制で運営をいたしており、経営努力をしながら適正料金水準となるよう検討しているところでもございます。しかし、簡易水道との経営統合となりますと、簡易水道の資産調査など、上水道と経営統合した場合の収支見通しを勘案しながら、国からの有利な交付金などを十分活用する形で検討し、住民負担をできる限り抑えた適正料金水準にしていかなければというふうに考えているところであります。

次に、高速道路、中国横断自動車道姫路鳥取線及び主要地方道相生宍粟線についてでございますが、御案内のとおり高速道路鳥取の播磨運宮インターから山崎ジャンクションの間は平成32年度の供用開始というふうに聞いております。現在、土質

調査や協議用図面作成を行っているところであります。

今、御指摘があります主要地方道相生宍粟線につきましては、市といたしましても山崎インターからテクノへの最短ルートとして計画された路線で、非常に重要な路線と認識をいたしております。ルート検討はこれまでもなされておりますが、兵庫県の社会基盤整備プログラムには、当面は整備時期を明記せず、状況を見て検討というふうにプログラム上は位置づけされている路線でございます。理由といたしましては、トンネル工事は集中的な投資、聞いておりますのは約51億円というふうに聞いておるわけですが、これだけが必要になることから、現在の県予算のフレームの中で事業化するには他の路線整備に多大な影響を及ぼすこととなり、他のニーズの高い路線整備を抑制、中止してまで取り組むには非常に厳しいものがあるということでございます。

しかしながら、市といたしましても、議員指摘のとおり、トンネル計画も含め、未整備区間の早期整備が必要不可欠と考えており、テクノ関連相生山崎間の道路早期開通促進協議会、あるいはまた市町長会等も機会あるごとに要望を行っているところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） し尿券の問題で、調査報告書の60ページに、市は顧問料の支出について市民にどう説明するのかという項目があるんですけども、顧問弁護士の立場の考え方なんですけども、市民の税金でもって顧問料が支払われていますよね。そういう立場の顧問弁護士が行政の立場のみの間違っただアドバイスをして、市民や議会も含めたところへの対応は全くされずに、誤った指導をされたんじゃないかと、そういうものすごい懸念を感じるわけですね。だから、このような顧問弁護士を雇っておくのは不適切ではないかなということを感じるんで、その点について市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、顧問弁護士の関係の質問の中で、不適切などいいますか、きちっとした指導がなされなかったんじゃないかということではありますが、これにつきましては、この報告書の中では、まず顧問弁護士としては、やはり証拠とかいろんなことを踏まえて慎重にやるということであり、当たり前の指導をされたとか、そういうことを口実に議会答弁であるとか、いろんなところで顧問弁護士と相談してとか、いろんな発言をしてきて、問題認識が薄いんじゃないかというようなことが指摘を

されておるといふふうに認識をしております。したがって、今の顧問弁護士がそういったことで適切な指導をしていないということには当たらないといふふうに思っておりますし、現在もいろんなところできちっとアドバイスをいただいているものといふふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 市長ね、せやけど、市長は初めの質問に対して疑問があって違った対応があるべしと答弁されていますし、ある程度顧問弁護士が誤った対応をされたという認識は持つておられると思うんですね。前市長もこの検討委員会の調べの中で、市長選挙で落選してみそぎを私はしたんだと、そういうような発言もあったと思います。そういう中で、顧問弁護士の問題も避けては通れないのではないかと思うんでね、この点についてももう一度お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃいました選挙の問題と、こうした管理監督の責任というのは、全く別のものであるといふふうに考えております。

そういうことで、そういう発言を前市長がされたのが顧問弁護士の指導かどうかということは私にはわかりませんので、その点についてはお答えができないという状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） いろいろなこれから関係した人たちの処分が考えられると思われまので、その中に顧問弁護士の対応の問題もやはり僕は入れるべきではないかと思われまので、その点についても検討をしていただきたいなと思われま。これは要望として言っておきます。

次に、水道の問題です。市長は、岩路議員の質問に対して一度ならした上での協議ではないかと答えられました。一度ならしたという意味は、簡易水道を一回ならして、それから対応する次へのステップではないかという発言をされたんですけども、この中には山崎町の水道料金は含まれていません、この考え方の中にはね。しかし、25年には山崎町の水道料金も含めるといふことになっておるわけですね。その場合、千種にしても、波賀にしても、今度これだけ高くして、次のステップと山崎のところまでまた上げるんだらうなといふ、そういう感覚があるわけですね。だから、ものすごく今回の抵抗が強いといふところはそこにあると思われま。

そういう中で、私は、山崎の住民は高料金対策の国の補助金を受けるために長い間、高い水道料金に甘んじてきたといふか、辛抱してきたわけですね。しかし、

特に近年の不況は市民の現金収入を大きく減らしております。市民の水道料金を下げよとの声は日増しに高まっております。高料金対策の国の補助金目当ての値上げではなくて、市民の生活の安定、市民の生活を守る立場での政治的決着を市長にお願いしたいと思うんですけど、どうでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） できるだけ公共料金というのは安くすべきだろうと思いますし、私もそうはしたいというふうに思います。しかしながら、今、負担をしている率とか、いろんなことがばらつきがあるわけですから、やっぱりそのばらつきだけではなくして行って、そしてその後は経営努力なり、あるいはその他財源を入れながら、安くすることはできますが、負担が全然ばらはらのところにとということになりますと、やっぱり無理が生じます。そういうことで公平性ということを中心に考えながら、そしてまた25年に山崎の料金に合わせるなんていうことは、どこからも出ておりませんし、そうした委員会なり、あるいは審議会等でもそんな話は出ておられないわけですので、私としてはできるだけ経営努力を考えながら、もう少し下げられないかなという検討を今しているところであります。

しかし、一方では、三つの簡水については、それぞればらつきがありますから、先ほど言いましたように。何とかこの辺を公正なところに持って行って、そしてやっていくことが将来においてもそうした全体に、例えば一般財源を注ぎ込むにしても、全体に行き渡ることになれば、今、負担しているのは全然別個でありますから、そういうことでなしに、やはり一度公平化をすべきではないかと、こんな考えを持っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 山崎町が市民が高くて困っている、その一番の原因は何かなということなんですけどね。それはね、10立米で13ミリでいいますと、基本料金は2,100円で、一宮の2,700円より安いんです。問題はね、1立米増すごとに210円なんです、山崎は。一宮町は135円なんです。これね、30立米になるとね、山崎町がはるかに高くなってくるんですよ。それで、今、子育てに真っ最中の親がこの打撃をものすごく受けているわけなんです。

それで、私も山崎の上水道を北部にずっとポンプアップして広げていくときに、これをやられると、水源がなくて水量をようさん使う人の負担がものすごく高くなるさかいに、困ったものだなど、そのときに思うたわけです。ちょうどそのときに佐用町が全町水道化をやっておられたんで視察に行ったんです。ほんなら佐用町は

1軒当たり3,000円を負担してもらわないと維持できないんだということを言われた。それを見ると、一宮町の水準というのは一番それに理想的に合っているんです。一宮町は基本料金、10立米で2,700円、1立米上げるごとに135円、波賀町は今度また9億6,000万円投資して水道を拡張しておるわけですね。それから、千種も46億8,000万円使うて拡張しておるわけです。こういうときにはどうしても高くなるんですよ、水道料金。そのときに市民に対して、やっぱりこれぐらい負担してもらえたら困るんですよという話を前にしておかないと、こういう問題が起きてくるわけですよ。だから、私はそういう過去の経過から考えて、やはり今回、出されている改定も一宮町を基準にして、そして両者が歩み寄るような話し合いがやっぱり適切じゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今説明をという話ですが、千種、波賀、それぞれ、千種は新しいわけですし、波賀は途中からの工事になっていますが、こういった工事をする場合には、受益者負担ということの説明が必ず私はされているものというふうに思っております。ほ場整備にしても、水道にしても、下水にしても、受益者負担が伴う事業については、必ずそういう説明をやはりきちっとしてやっているはずだと。これは私の経験からそういうふうに思っております。

今、一つの提案といいますか、意見が出たわけですが、今おっしゃったことについては審議会の中の決定の意見じゃないんですが、出てきた意見の中にそうしたひとり暮らしであるとか、人数の少ない2人だけの世帯とか、そういうことについてはちょっと重過ぎるんじゃないかなというような意見も出ております。そういうことについては、我々としても十分検討をしていく必要があるだろうというふうに認識をしております。

○議長（岡田初雄君） 一般質問の途中であります、間もなく12時になりますが、このまま続けます。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） この間ね、議会が報告会を千種でやって、私ちょうどそこへ行っておりました。市民の方がそういう前提の話が一回もなしに、説明がなしに値上げをする。これは何ぼ何でもおかしいんじゃないかと。そういう話が出ているわけです。ですから、もう一度この説明を千種においてはやり直さないと、僕は部落懇談会的なことをやられる必要があると思いますね。でないと、僕は理解されないと思いますよ。この間の議会の報告会での意見をそのまま言いますとね。

それと、やっぱり市長、これだけ日本が高度成長しておるときはよろしいけど、これだけ低迷している中で、やはりみんなやっぱり苦しんでいるわけですよ。それにやっぱりある程度政治的にこういうところは対応していかないと、これはもう諮問委員会の話ではなくして、僕は政治決着の問題だと思うんですね。それは今度議会もそれに巻き込まれていますからね、議会も苦しいんですよ、これ、この対応は。市長も苦しいですけどね、議会もこれ苦しんでいるわけですよ、この問題に対しては、ものすごく。だから、どこら辺で政治決着するかという問題じゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 政治決着、政治決着と言われるわけですが、政治決着するにしても、やっぱりある程度水平にならないと、でこぼこがあるわけですから、果たしてそういうことでいいのかなと、そういう疑問は私は持っています。

昨日の質問にもお答えをいたしました。現在の料金にそれぞれの町、これから起債が増えるところ、若干減って行って、また回収をしなければならないところ、いろいろあるわけですが、その場合につきましても負担率といいますか、そういったことはある程度平等にしておかないと、また政治決着ということがあったとしても、不平等は広がるということになりますので、その点もひとつ十分御認識をいただきたい。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 市長もね、山崎料金まで上げる考えはないと言われましたよね。それならやね、今考えられているところで、順次集約していくという、今度出された提案の中に、それは僕はある意味では政治決着やと思うんですよ。それが市民の立場に立った政治じゃないかなと思うんですけどね。私はそう思うんです。ここは市長と何ほ話しても埋められんところかもしれませんけども、私の考えを言わせていただきました。

次に、高速道路の問題ですけども、素通りの道路というのは、まちにとって迷惑であって、何もメリットがないんですね。それは高速道路は高速道路で国がやることやさかいにええとしましても、やはり山崎町の発展してきた経過というのは、ここはやっぱり交通の要所であって、物品がここに集まってきて、それで発展したまちです。ですから、インターができた、それもここが交通の要所やからインターができておるわけですから、それにやっぱりいろいろなところの路線を繋いでいく、きちっと整備していく、それが山崎町に求められる一番の重要課題だと思うんです。

ね。だからこの点については積極的にやっぱり県会議員を使って、それから国会議員も使って陳情を僕はしっかりしてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 陳情については強力に行っております。ただ、政府のそうしたコンクリートから人へというような政策の中で全体予算が減っていると。宍粟市にも今日も質問にありましたが、いろんな事業にもある程度影響がございます。そういうことで今後も強力に推し進めてまいりたいと。

それから、今おっしゃった議員は山崎町ですから、山崎は3段階で減らすと。ほかは3段階で上げると、こういうことが果たして合意がとれるかどうか、その辺もあるのではないかなと思います。昨日も申し上げましたが、まだ委員会がまた開かれるわけでございますので、そういう中でも十分審議をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） もういいです。終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、17番、伊藤一郎議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩といたします。

午後 0時 3分休憩

午後 1時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。3点にわたりにまして一般質問を行います。

まず、今提案されております水道料金について、お聞きいたします。

簡易水道料金の北部3町統一については、行政懇談会、自治会長会との懇談会等では異論も少なくありません。合併協議会での審議結果が全く無視されておるのも同じであります。まずは、市長提案を撤回し、一から議論をし直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、簡易水道は簡易水道事業統合計画を立て、上水道との統合をしなければ改良等に関する補助が出なくなるので、事実上統合することになります。統合すれば当然統一料金が要求されることになりますが、北部3町の統一案が決定すれば、

次は兵庫県下で6位と高い山崎町の水道料金に統一されることが目に見えております。まずは、高い山崎町の水道料金をせめて56事業中35位と兵庫県でも決して安いとは言えない波賀町並みに引き下げできないのか、検討すべきではないでしょうか。

次、2点目であります。下水道使用料についてお聞きいたします。

下水道使用料については、山崎町のレベルに統一する案が提案され、山崎町以外には大幅な引き上げが提案されております。市内の下水道工事はほぼ終了し、起債の償還額も減少傾向になっております。また、下水道使用料は流域下水道では水道使用料ごとに算出されておりますが、それ以外のところでは人頭割での算出であります。この問題もいつまでもこのような算出方法でいいのか、検討が必要であります。人頭割だけの統一ではなく、全体の下水道使用料のあり方を検討すべきではないでしょうか。

最後、3点目であります。小・中学校の特別支援教育支援員の配置についてお聞きいたします。

平成21年度決算では、特別支援員の配置は、小学校5校と中学校1校の配置となっております。文部科学省のホームページによりますと、学校教育法の改正により平成19年4月から小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、障がいによる困難を克服するための教育を行うことを明確に位置づけられたとして、平成20年度からは全公立小・中学校に1人配置できる予算が地方財政措置されているとされております。宍粟市内では全小・中学校に配置されているのかも含めて、現状では配置されていないと思いますので、配置すべきではないか、お聞きするものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岡前議員の質問にお答えをいたします。

1番目と2番目の問題でございますが、これについては議案提案時にも説明をいたしましたし、昨日からの一般質問等にもお答えをしておりますが、ダブる点もあるかと思いますが、お答えをいたします。

水道料金の関係でございますが、今、波賀町並みということが言われましたが、これについてはどんな根拠があるのか、ちょっと私もわからないわけであります。

それから、合併協議が尊重されていないということではありますが、合併協議の中

で当時の水道部長だったか、課長だったか、ちょっとわかりませんが、個別も検討する余地があるとかというような発言がされたというようなことが議事録であったというふうに思いますが、今、個別にしますと、今提案しているより逆に、はじき出していただいたらいいんですが、決して安くならないんではないかなというふうに思っております。ただ、償還部分は払わないでということであれば、それは今のままでいくかもしれませんが、そういったことも十分お考えをいただいてというふうに思います。

上下水道料金の改定に伴う議案上程または合併協議会事項を尊重して、事業整備計画に伴う財政計画及び収支見通しなどの経営状態を把握して協議する中で素案を策定しております。その案を公共料金審議会に諮問して、議論をいただき、答申を受けて、その内容を尊重する形で提案をしております。このことにより合併協議に調整項目の解消が図られること、受益者負担の格差是正により、公平化が図られることで、及び適正な運営が行える財政確保が可能となります。この間、住民への周知を広報紙あるいは行政懇談会、自治会長会などで説明を行い、理解を求めているところであります。今後も引き続き水道事業のあり方等について積極的にお知らせする中で、常に経営状況を見ながら安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいりたいと。そういったことで御理解と御協力をいただきたいと思います。

次に、山崎町の料金を波賀町並みに引き下げができないか検討すべきではありませんが、上水道会計は、地方公営企業法の適用を受けて、独立採算制を採用した料金体系となっている関係から、経営努力をしながら適正料金水準をいろいろ検討しているところであります。さらに、簡易水道との経営統合となりますと、独立採算制の地方公営企業会計となることから、簡易水道の資産調査を行い、国からの有利な高料金対策交付金などを最大限活用する中で、住民負担をできる限り抑えた適正料金水準を検討していきたいというふうに考えているところであります。

下水道についてであります。下水道事業は市民の衛生的で快適な暮らしができる環境として、また河川などの公共用水域の水質保全など、市民生活に欠かせないもので行政が責任を持って行う事業であり、公平の観点から将来的に市内統一使用料として運営することが望ましいと考えております。

このような中で、宍粟市下水道事業のうち、人頭制の下水道使用料は、旧町の整備状況や地域事業なども考慮して、各町の使用料が設定をされております。格差も大きいことから、新市発足後、5年を目途に調整することになっており、今回は合併協議未調整項目の解消、受益者負担の公平性、適正な経営が行える財源確保のた

め、人頭制による使用料の統一の見直しをいたしております。

宍粟市の下水道使用料体系は、流域下水道区域の水道使用量に比例した従量制による使用料体系と水量に関係なく使用した人数で算定する人頭制の使用料体系に分かれているところであります。

宍粟市の生活用水の利用形態は、上水道と自家用水、いわゆる井戸水でありますとか、集落の水道でありますとか、谷川等の水、こうしたものとの併用世帯が大半を示しております、汚水処理量に占める上水道使用水量の割合は約65%で、まだまだ上水道以外の水が使用されているというところでございます。

現在、国から地方公営企業法の適用化の推進が提言される中で、人頭制区域の自家用水使用実態としての的確な使用水量を把握するために、水栓ごとの使用水量の確定調査などを実施し、公平性の観点から将来的には宍粟市の下水道使用料体系は同一料金、同一サービスの流域下水道区域が採用しております汚水発生量に相当した従量制使用体系の導入を検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、学校の問題につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 小・中学校の特別支援教育支援員の配置についてでございますけれども、教育委員会におきましては、通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒の教育的支援を行うことを目的としまして、就学のための教育連携連絡会というものを設置をしております。幼保の先生、あるいは小・中学校、健康福祉部、あるいは医療機関とも連携をしながら、教育支援体制をつくっておるところでございます。

具体的に申し上げますと、いわゆるそれぞれの学校の校長先生あるいは園長先生、それから、それぞれの学校に特別支援教育のコーディネーターというのがありますので、そういう皆さんにお集まりいただいて、中学校区ごとですけれども、8校区ですけれども、それぞれの学校の校内委員会で検討された子どもたちに対してどのような支援・指導が必要か、そういうことを含めて学識経験者として、大学の先生も入っていただく中で、助言や指導を受け、一人一人の子どもたちのきめ細かな支援へと繋げておるところでございます。

なお、この就学のための教育連携連絡会におきまして、特に教育上特別な支援が必要であるというような判断をされた児童生徒に対しては、教育委員会が個々の状況を具体的に把握するためにそれぞれの学校に伺いまして、いろいろ実態を聞き取

りをしておるところでございます。そういう中で、特別支援教育支援員を配置して、児童生徒の教育的支援を行っておるところでございます。

具体的には、先ほどお話がありましたけれども、21年度につきましては、小学校5校、中学校1校、6名の配置をしておるところでございます。本年度22年度につきましては、小学校6校、中学校2校で8校の特別支援教育支援員を配置をしておるところでございます。教育委員会といたしましては、今後も教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対して、一人一人の教育的ニーズを把握しながら、適切な教育的支援配置を行っていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。まず、教育問題のほうからいきたいと思うんですけれども、私が教育委員会にお願いしていただきました資料で、今、発達障がいというふうに把握されておる小学校、中学校別の人数が小学校の合計で60名、中学校の合計で19名というふうなことになっております。それで、今、教育長が言われた22年度、小学校については6校、中学校については2校に配置しているというふうにおっしゃられました。

それで、私も特別支援員という言葉の意味がもうひとつわかりにくかったので、それをホームページで検索してみたら、教育のページが来まして、それを見てみると、特別支援教育支援員の地方財政措置というふうなことで、平成20年度の措置額としては約360億円、これ市町村分で、人数に直すと約3万人相当ということで、全公立小・中学校に相当するというふうなことが書かれておりました。

そういうことから考えますと、今言われた小学校6校、中学校2校というのが今教育委員会として把握されておる、いわゆる発達障がい児というふうに言っているのかどうかわかりませんが、そういう把握されているところにきちっと支援員が配置されている状態になっているのか、それとも必要だけでも財政の都合上配置されていないところがまだ残っているということになるのか、その点いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、いわゆる19年に学校教育法の改正によりまして、いわゆる通常学級も含めて特別支援教育を学校全体の中で行うということが明示されたわけですが、具体的にいわゆる発達障がいの子どもたちをどういう形で特別支援をするかということでございますけれども、いろんな方法があるわけですが、一つは、先ほどから出ております特別支援員を配置する中で個々の子ど

もたちに指導するという、一つの方法もあろうかと思えますけれども、具体的に言いますと、四つぐらいな形で現場のほうでは指導されておると思えます。

一つは、いわゆる少人数指導あるいは習熟度別指導等に学習集団を少し小さくして個々の児童生徒の障がいに配慮した指導を行うというような形、それから今申し上げました特別支援員がついた形、それから通級による指導という、そういうような方法もございます。いわゆる発達障がいの子どもを特別な場所といたしますか、通常の学級でない特別な場所で特別な指導の場で、ふだんは通常学級で学習しているわけですが、そういう中で週2、3時間といたしますか、1週間に文科省の場合には1から8単位というような指定がされておるわけですが、そういうような形。あるいは現在の特別支援学級との交流、あるいは共同学習みたいな形、いろんな形でいわゆる具体的に学校教育法で定められました学校全体でいわゆる特別支援の必要な子どもたちに対して指導を行うという、そういうことでございます。

それから、あわせて学校の教育法の改正によりまして、学校の組織の中においても特別支援教育コーディネーターというのを置きなさいという形になっております。このコーディネーターが特別支援教育につきまして、校内あるいは関係機関等の連絡調整に当たるというような、そういう形の指導体制になっております。

今、全学校での配置という部分もございますけれども、ある意味では、そういう生徒がいない学校等もございますので、一律にという部分につきましては、どうかという、そういう思いをしております。ただ、先ほど申し上げましたように、いろんな形で特別支援を必要とする子どもたちの指導に当たっておるといところでございますので、よろしく申し上げます。

ただ、この発達障がいというのは、いろんな特別支援教育について、非常に関心が高まっておりますので、そういう児童が今までは気がつかなかったというような部分が出てきておるといような部分がありますので、この配置については毎年直しをしながら、適切な配置に向けて努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。教育長が言われるように当然そういう発達障がい児のいないところには配置する必要がないわけで、それで同じホームページの中に平成20年度地方交付税単位費用積算基礎というふうなことも出ておりました。それで、小学校については測定単位が学校数ということで、積算内容が報酬、経費が221万7,000円で、うち特別支援教育支援員分が120万円というふうなこ

とも出ておりました。

それで、私が言いたいのは、今言われましたように小学校6校、中学校2校、これがすべていわゆる発達障がい児がおられる学校に配置されていることになっておるのか、それともまだ配置が必要な学校が残っておるのかどうか、その点どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） その辺が非常に加配の部分でいろんな仕組みがございまして、実はいわゆる少人数指導に対しての、いわゆる加配の名前で言いましたら、新学習システムというような加配があったり、それから学校生活支援員という、いわゆる県単の加配等もございます。そういう中で、いわゆるサポートしておる子どもたちも現実にいるわけです。例えば新学習システムの目的がすべて特別な配慮が必要とする子どもたちへの対応ではないわけですが、いわゆる子どもたち一人一人のニーズに合った、配慮した指導という部分で、そういう部分でもいわゆる特別支援教育の中にも明示されておるわけです。

そういう中で、例えば新学習システムの場合には、17校入っております。それから生活支援支援員の加配についても2校入っております。それから、スクールカウンセラーも中学校区すべてに入っております。中学校区ということは、その中学校区の下と申しますか、中にありますいわゆる小学校にもそういう支援をしていくというような、いろいろな加配の教員が総合的にかかわっておるといふ部分もございます。

ただ、先ほど御指摘いただいたように、これですべて充足しておるのかという、そういう部分につきましては、いわゆる発達障がいというのは非常に例えば定義にしましても、LDというのは、いわゆる知的発達に遅れはないという、ただ聞いたり、話したり、読んだり、書いたり、計算する、そういう能力のどこかの部分について極端に苦手な側面が見受けられるというのが、そういうのはいわゆるLDで形で定義されるわけですが、非常にそういう意味では、境界値と申しますか、境界域にある子どもたちもいるわけです。そういう中で今後ともできるだけそれぞれの現場で必要性に応じて配置していきたいというふうに思っております。これで十分だとか、どうだかという問題ではないかなというふうに思っております。今後とも先ほど申し上げましたように、非常に特別支援に対するニーズと申しますか、関心が非常に高い中で新たにそういう子どもたちが出てくる部分もございますので、順次見直しをしていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。先ほど言いましたように、そういうふうな財政措置がきちっとされておるといふようなことをしっかりと認識していただいて、当然毎年の予算は財政課との協議にはなると思うんですけれども、やっぱり財政課のほうとも、きちっとこれだけのものについては支援員の配置のほうにきちっと当てるように予算配置してもらいたいといふようなことを、きちっと要求していつてもらいたいなといふふうに思います。

それでは、水道と下水道のほうの問題に次に移ります。

水道と下水道の関係については、私もああいう格好で9月の冒頭にいきなり提案されてくるといふようなことは思っていなくて、こちらもちよっと準備が後手に回ったと思っております。それで、そういう点で、まず、あのときの冒頭でも言いましたけれども、合併協議会での席上で、あれだけ水道料金をどうするかといふようなことが問題になって、それで当時の水道部長であった中村副会長が個別料金も検討するといふようなことを明確に言われておるのに、そのことが当局だけで原案をつくられて、そしてもう一本化するといふようなことが出されてきたこと事態が、その合併協議会、あれほどいろいろと議論があった合併協議会の重みというのも無視されているんじゃないかなと。少なくともこの合併協議会の議論の意思を生かすのであれば、一つは、統一案でもいいかもしれません。でも、もう一つは、各個別の料金体系になった場合、どういうふうなことになるのか、そういう二つの両案が公共料金審議会にかかるべきじゃなかったんですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 公共料金審議会の事務局を担当しておりました立場からお答えを申し上げます。

まず、合併協議会の中で当時の中村副部長さんが言われた個別料金もあり得るといふことは当然でございます。したがって、今回、提案するに当たりましては、従前市長が申されておりますように、それぞれの町の今の料金、これが改良復旧の償還金等を想定した場合の状況を含めまして、ばらばらでいいのかどうかをまず検討されました。その結果、個別料金もないことはございませんが、やはり一つに市がなった以上、同一料金、同一サービス、これが基本であろうということで、審議会に提案されたわけでございます。それを基本に審議会では協議をされ、今日の結果に至っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） そんなふうに簡単に言われたら、大変ずっと合併協議会、私は委員じゃなかったですけども、ずっと一回も欠かさず傍聴してきて、それで一番合併時の心配というのは、この水道料金やったんですね。それで、その水道料金について、波賀町の議会の中でもけんけんがくがくと議論をして、そして議会から選出されておる合併協議会の委員には、この言質は絶対にとってもらいたいというふうなことでとってもらった。そしてこういうふういきちと議事録にも残ったわけです。それぐらいこちらとしては重要な案件、合併が成立するかどうかというふうな、そういう瀬戸際の中で最低限この線では守っていこうという、そういう重い意味合いを含めてこのことについてはやってきたわけですね。にもかかわらず、当局の出し方というのは公共審議会の議事録も全部読みましたけれども、そういうふうな提案の跡形もない、そのこと自体が大変合併協議会そのものを本当にないがしろにしておるといふことになるんじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） この件については、先ほど申し上げましたように、審議会においては市長のほうがやはり統一すべきが望ましいということで提案されました。審議の中でも当然そういうふうな話も出ておりました、やはりばらばらの料金よりも統一してまず審議を願うと。後はずっと申されておりますように、経営努力によりまして、その料金よりもできるだけ低くできるように今後努力をしてくださいというようなこともいただいておりますので、全くなかったというんじゃないしに、審議の中でもそういう話は出ております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 合併協議会での決定というのは、市民の代表を含めて全体での議論の中で決められたことで、市長が個人でこういう提案をしようとかいうふうなことは越えていただかなければならないことだと思うんですね。ですから、市長が全体として統一料金としていきたかったとしても、もう1案、合併協議会ではこういう議論がされているから、少なくとも個別の料金での案というのも当然出してもらわなければ、あまりにも合併協議会での議論というのが何だったのかなというふうなことを思うわけでありませう。

それで、実際に千種の簡易水道が46億8,000万円、波賀の水道拡張工事が9億6,400万円できております。でも、その財源内訳を見ましたら、国庫補助金が16億、簡易水道事業債が13億、過疎債が13億、一般会計に至っては約3億ですね。それで波賀町の拡張工事についても9億6,400万円のうち国庫補

助金が2億750万円、簡水債が3億5,460万円、過疎債が同じ金額、一般会計は4,730万円というふうなことで、当然山崎の中心部で上水道を整備されるのと、こういうふうな過疎指定されるようなところで整備されるのとは、当然費用が違いますから、こういう簡易水道にも過疎債も含めていろんな財源の重い手当がされるというふうなことです。

それで、決算の審議のときにも30年間の起債の償還の推移を出してもらいましたけれども、千種が一番多いときに2億を超える年が6年間ほど続きます。でもこれは過疎債が12年、あと簡水債が30年ぐらいというふうなことで、これが重なりますから、そういうふうなことになるかもしれませんが、これが一番多いときでも一般財源の持ち出しというのは9,000万円程度で済むと。あと波賀のものについてはもっと少なくて済むわけですね。ですから、今言われたように、千種と波賀、もし単独で計算した場合、それぞれ水道料金、どの程度になるのか。当然、市が一般会計からの繰り入れを少なく見れば高くなるのは当たり前ですし、従来程度一般会計の繰入金を入れたらどうなるのか。そのあたり是非今度の産建の委員会の資料として私は是非出していただきたい。これだけ丁寧な財源措置がされているわけですから、山崎が行われたような上水道事業とは基本的に違うわけでありますから、その点どうですか、試算できますか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ただいまお話がありましたとおり、千種また波賀につきましては過疎債、いわゆる有利な起債償還がございまして、70%は交付税算入になると。それは当然事業費も高くつくのがもとになっております。そういった関係からピーク時を試算をいたしましても、各町なかなか平等にならない。ひいてはその時点でございしますが、一宮よりも波賀、千種のほうがたくさん的一般財源を投入しなければならないというような実態がございします。そういったことや、ただいまございました仮にそうなった場合に、千種、波賀、一宮の料金はどの程度になるかというようなことを次回の委員会で資料を示させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それと、市民の意見については、当然いろいろ聞かれておると思いますし、この前、産建の委員会の資料に千種の自治会長会での意見がまとめたものが出されておりました。ここを見ていただいても相当、千種の場合は接続という大きな課題を抱えつつ、大変高い水道料金が提案されているということで、

大変深刻な問題として受けとめておられますけども、でも事實は本当に大変な大きな問題でありますし、これだけ高い水道料金になって、本当に接続が進むのかどうか、その46億8,000万円というふうなお金が生きてくるのかどうか、そういうふうなところもあります。

それと、私はなぜ本当に山崎の水道料金がこれだけ高いのか。揖保川という大変きれいな水がちょうど真ん中に流れておるような山崎がどうして高いのかということはずっと疑問でありました。それで、昭和48年に山崎町が今の水道の基本ができております基本計画を立てておられます。そのときの計画というのが1人一日450リットル、そして最大が9,000トン、当時の給水人口が1万3,000人であったところが、将来は2万人になるというふうなことで計画を立てて、その計画どおりにできたようであります。ということは、その結果、それでその後の人口の動態を調べていただいたところ、昭和48年から昭和63年までというふうな計画になっておったかと思うんですけども、概ね1万3,000人から約500人だけその給水区域が増えておりました。ですから、結局は大変昔から一日最大給水量が能力のどれぐらい使われておるかということで、ずっと調べておったら、7割を超えることはないというふうなことは絶対おかしいということで調べてきておったわけでありましてけれども、そういうことから考えても、やっぱり当初の人口の右肩上がりになるという人口の見通しのもとに大きな施設をつくられたから、結局その大きな施設ができて、逆に言えば水余りの現象と、あと上水の会計上、一般会計からお金を入れることがなかなかできにくいというふうな中できたんではないかなというふうに思います。

それで、この間の料金の関係も調べてもらいましたけれども、昭和56年に改定されてから、平成9年まで16年間料金改定がされておられません。本当であれば、時間があればこの間のずっと会計の決算書をずっと拾ってみたんですけども、ちょっと時間がなくて拾えませんでしたけれども、でも、ただ山崎町の場合は企業会計で、それでこの間、平成20年の4月から基本料金が2,300円であったものが2,100円に。そして、従量超過料金が230円だったのが210円というふうなことで、13ミリの場合、引き下げられました。そのことによって、今、決算上は大体とんとん。今まで高いときは1億何千万円という黒字が出ておりましたけれども、今は少し黒字が出る程度になっています。

しかし、これをもっと引き下げようと思えば、要は現金支出のない減価償却費で操作をすれば、決算上は赤字になりますけれども、水道料金は実際には引き下げる

ことは可能だと思います。私もいろんなところの水道の決算等を見てみましても、実際赤字会計で回しているところもあります。ですから、山崎がそういうふうな人口の見通しを誤ったがために、大きな施設をもしつくり過ぎて、最終的に全町ポンプアップをして統合してしまったとして、大変大きなお金がかかったとするならば、それは行政のミスでありますから、行政の責任において、今まで大変高い水道料金を押しつけられておったことに対しては行政側として何らかの手を打つべきじゃないかなと私は思いますけれども、その点、市長、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 山崎町の水道の詳しい点については担当部長がお答えをいたしますが、いわゆる固定資産の償却、現金の動かない簿価の関係ですが、赤字になっていても、それを差引したら黒字にあるんだという考え方は、ちょっとどうかなとは思いますが。

それと、大きな施設をつくり過ぎておったんだと。そのために料金が高くなっておる。じゃあ行政責任でということではありますが、これもいずれも税金であるということでございます。そういうことから、先ほども申し上げておりますように、何とか経営努力をしながら、適正化に向けていきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 上水道事業の計画についてでありますけれども、山崎の上水道事業は昭和6年に創設された後、町政の発展に伴う水需要の増加により、2回にわたる施設の拡張を行っております。40数年近い間、給水を続けておりますが、中国自動車道の建設、インターチェンジの設置などによりまして、それと都市計画事業の推進によりまして、水道事業の広域化を促進し、地域生活の近代化を伴い水需要は一層増大する傾向にその時期はありました。

また、現状の施設は老朽化が著しく、水源取水能力や浄水能力が計画を上回り、給水に異常事態を期すおそれがあることから、昭和48年にこの3次拡張計画の認可を取りまして、今、議員がおっしゃったように、給水人口1万3,415人から計画給水人口を2万人に変更いたしまして、1人当たり一日最大給水量も300リットルから450リットルに変更して上寺浄水場に建設をされております。それから、順次3次から4次、5次と拡張されまして、給水区域も10地区から28地区に拡張いたしております。給水人口につきましては、過去10年間の動向を見ながら推計いたしまして計算されております。44年からの人口が増加傾向となり、中国道の建設、都市計画事業の関連から平均3%の増加を見込んだ計画となっております。

その当時の社会状況から考えますと、多少の誤差があるかも知れませんが、この計画は妥当な計画であったと考えております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） そら、行政のほうから言うたら妥当の計画であったとしか言いようないと思いますけども、でも、どう見ても何回も第5次拡張工事まであるんですけども、平成5年3月31日に認可がおりております。これは目標年次が平成19年ですけども、これは計画給水人口だけが2万3,300人になって、計画一日最大給水量は同じ9,000トン、計画一日平均給水量だけを7,200トンにして、1人一日当たりの給水量は386リットルです。平成9年、同じ拡張工事の認可がおりておりますけれども、それぞれ平成13年から平成17年までの後期というふうなことで、蔦沢であるとか、河東であるとか、城下、土万、菅野、こういうところを整備されております。でも、ほかのところを考えると、なぜ中心部だけは上水でやって、そんなに工事費が高つくようなところまで、この上水にしなければならなかったのかというところがどうしてもわからない。簡易水道であれば、先ほど言ったように補助金やとか、起債やとか、そういう部分で資本的ところが随分助かるのに、この一番最初、昭和48年に浄水場の大きなものをつくったがために、その浄水場の水を十分使えるからということで、それぞれのところにポンプアップして、山崎全町を上水道にされたんじゃないかなと。その費用も先ほど言いました拡張工事ごとに50億とか、同じように50億で、拡張工事だけで100億以上がかかっております。ですから、一番最初の出発点が間違っておったから、山崎町の水道はこれだけ高くなったんじゃないんですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 水道とは財政密接な関係がございまして、随時協議をしております。分析も同じようにしておりますので、少し補足をいたします。

まず、最終的な山崎の水道の計画給水人口、2万5,500人でございます。現在の給水人口は2万4,000人ということで、率にいたしますと95%。これについてはやはり外からの転入とか、そういったものに対応するためには、人口計画自体は決してそんなに大きなものではないし、むしろ適正な範囲であるというふうに思っております。

ただ、1人当たりの一日の平均給水量、これにつきましては、計画は471リットル、1人です。ところが実態は約340リットル程度しか使っておりません。率

で72%でございます。この原因につきましては、先ほど来お話がありますように、宍粟の豊かな自然、またきれいな水という話がございしますが、やはり井戸水は安全・安心できる水ではない、疫病等が入りますと非常に不安定で問題が起きます。そういった意味で、今宍粟では井戸水を併用されている家庭、水道は引いておられますが、井戸水も使っておられる家庭が35%でございます。さらに下水道接続が都市計画区域等、整備が遅れた関係もございまして、接続率につきましては90%でございます。この水道水を使用されていない部分、井戸水等の部分がやはりこの340リットルと471リットルの差にあらわれているように分析をいたしております。

したがって、今後行政の努力でございますが、市民の方々に理解をいただく中で、安全・安心の水をより飲んでいただくためには、この給水率を100にすることによりまして、過大な施設でない、十分な施設であろうという説明がつくと思います。

一方、水質の関係の浄化施設、水源、なぜ一本にしたのかと。ばらばらのほうが安くつくだろうという話もございします。ただ、このことも同一水質を確保しようといえますと、水源池、また浄水施設は一つのほうが管理しやすい。それと、効率的な技師が1人で管理、大きな施設であっても小さな施設であっても人件費等が要ります。そういった格好では統一した施設のほうが望ましいということで、これまでできたところもございまして、課題はあるものの、やはり整備計画自体は大きく将来的に間違っていたという判断はできないのではないかなということに思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） そういう答弁しかできないと思います。

それと、下水道のほうなんですけども、山崎の下水道が流域下水道のいわゆる従量料金制度をとっておられるんですけども、それが10トン当たり1,155円というふうになっておりますね。それで、10トンから30トンまでについては1トン当たり147円というふうなことになっておるんですけども、これが人頭制になりますと、1人の方でも2,500円下水道料金払わなければならない。それで、恐らく1人の方というのは、山崎の水道の条例のところにも書いてありましたけれども、上水を使わないで井戸水だけ使う方については、7トンとして計算をしますというふうに書いてありました。ということは、ひとり暮らしの方は10トンを超えないというのが当局も認めておられるというふうなことになります。ということは、同

じ下水道を使っておるのに、ひとり暮らしの方に見れば、従量料金の方については1,155円で済むのに、人頭制の料金体系をとられている方については2,500円、倍以上も払わなければならないと。これでこういうふうな同じ市内、同じ旧町内でこれだけの大きな差があるのをほっといて、そして、旧4町の人頭制のところだけを統一しようと。しかも一番高いほうに統一しようということ自体おかしくはないですか。まずはほかの4町は同じ金額を払っているわけですから、まず山崎が従量制に統一するんであれば従量制に統一した上で、あとの北部3町も従量制に統一するとか、何か順番間違っていないか、市長。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほどお答えしましたように、そうしたことの検討は必要であると。しかし、これまでのそれぞれの町のやり方というものがございます。そういうことから、現在においてはそのままになっておるわけですが、いずれこうしたことも取り組みを始めなければならないということは、先ほど申し上げたとおりであります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私は、山崎町の方がひとり暮らしの方は概ね高齢者で年金生活の方が多いと思うんですけれども、同じ下水道を利用しているのに、一方の方は1,155円で済んでおる。一方の方は2,500円も払っておる。こういうふうなことで納得されるんでしょうか。

私、この前も行政懇談会に出ておって、同じサービスを受けるんだから、同じお金払って当たり前だというふうなことを繰り返し繰り返し水道部長言われました。でも、同じサービスじゃないんですよね。簡易水道なんかは、先ほども言いましたように、財源の手当てがしっかりあるんですよね。それは地理的に工事費が高つくとか、そういうところから、そういうふうな財源的な手当てがされるというふうなことになっているわけで、全く山崎の上水道と同じサービスを受けている、同じ下水道のサービスを受けているということとは全く意味合いが違うわけです。ですから、まずは、旧町の山崎の下水道料金を何とか統一してから、それから4町の統一を考えるんであれば考えるべきじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほどお答えしたとおりであります。順番がどちらが先かということはあるかと思いますが、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 順番がどちらが先かと言われても、私も今回、こういう議題が出て初めて流域下水道に加盟しておる人は1,155円で済んでいる方がある、一方では2,500円も払っている方がある。こういうことがずっと山崎町で放置されてきたこと自体、市長はおかしいことやと思ってないですか。後から手をつけたらいいことだと思っているんですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そういうこともありますので、先ほど検討を加えるべきだということを申し上げたところであります。もし、こういうことを早くからおわかりになっているわけですから、もっと早くにこうした問題を取り上げてやっていただきたかったなあということも私の感想としては思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、14番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時07分休憩

午後2時20分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 5番、西本でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年のビックニュースの一つに宇宙探査機「はやぶさ」が小惑星イトカワの岩石採取の旅を終え、地球に帰還いたしました。「はやぶさ」が持ち帰った耐熱カプセルが無事回収され、大きな話題を呼びました。その後、そのカプセルの微粒子は1,500個、ほぼすべてがイトカワのものであることが判明し、小惑星の微粒子回収は世界発とのこと、宇宙のなぞに迫る研究がさらに進む大きな成果を上げました。

2003年の打ち上げから丸7年、小惑星イトカワに着陸した直後から2カ月間も通信が途絶えたり、4台あるイオンエンジンのうち3台が動かなくなるなど相次いで深刻なトラブルが発生、しかし関係者の機転と粘り強い運用管理で乗り越え、見事に地球に帰還しました。「はやぶさ」のその姿に宇宙航空研究開発機構（JAXA）はあきらめないことの大切さを知った等絶賛の声が多く寄せられたそうです。私はこの事業を成功させたスタッフの執念とその技術に大感動いたしました。同時

に、日本の高い技術が世界に誇れるものだと証明したように思います。

ところで、この「はやぶさ」の政府予算ですが、2010年度自公政権下で17億円の概算用途に対し、政権交代後の例の事業仕分けで3,000万円に削減されました。しかし、今年、2011年度「はやぶさⅡ」の時期計画に対しての概算要求は30億円とのこと。一気に100倍の予算計画です。私には現政権の政治理念などみじんも感じられません。今の日本はどこへ向かっているのでしょうか。本当に心配です。

さて、気を取り直して一般質問に入らせていただきます。

まず一つは、脳脊髄液減少症の対応についてお聞きします。

脳脊髄液減少症という病名は聞きなれない病気だと思いますが、認知され始めてまだ10年ほど、実際はもう研究は5年ほどは最近著しいんですけれども、この病気は交通事故やスポーツ障がいなどで身体に強い衝撃を受けたときに、脳髄液が漏れ出し、さまざまな症状で慢性的に苦しむ病気です。私は11月の初めに、患者でつくるNPO法人の代表の方、数人に話を聞く機会を持たせていただきました。状況の大変さを伺いました。話によると交通事故による患者が約6割おられます。スポーツ障がいや強い衝撃を受けるような転倒や尻もちをついたとか、患者の中には生徒のクラブ活動中に楽器を吹いていて発症した例もあります。くしゃみや出産時にも起こるとされています。

医学的にはまだ研究段階と言えますが、この病気の治療は血液が固まる性質を利用して、自分の血液を注射器で注入し、髄液の漏れている場所をふさぐブラットパッチ療法が効果的と言われています。この方法で7割以上の方が回復されています。しかし、まだ保険適用になっていないため、症状によっては検査入院で数万円、1回の入院医療で10万円から30万円ほど掛かり、複数箇所の治療がほとんどです。患者にとっては働くことができない上、経済的に大きな負担になっています。大変に苦しんでいるのが現状とのことでした。現在、国も臨床試験を受けてガイドラインづくりに向けて動き始めていますが、一日も早く保険適用などの救済の手が尽くされることを願っています。我が党も強力に推薦しております。

この病気について、もう少し説明させていただきますが、まず、脳脊髄液とはどんなものか。無色透明の液体で、血液からつくられ、脳や脊髄を外部の衝撃から守るクッションの働き、さらに脳や脊髄の機能を正常に保つ働きをしています。イメージで言いますと、脳や脊髄が脳脊髄液の中で浮いているような状態です。その脳脊髄液が漏れ出すことによって、圧力が下がり、大脳や小脳が下がってくる、そう

なると脳の動きに異常を来すため頭痛や首、腰、背中の痛み、手当のしびれ、目まい、耳鳴り、吐き気、視力の低下、倦怠感、動悸などさまざまな症状で苦しめられる病気です。最近では痴呆症の原因の一つとも言われています。通常、診察を受けてもむち打ち症、うつ病、起立性調節障がい等とほかの病名をつけられ、適切なケアがされていないのが現状です。医師自身にもまだ広く認知されていないため、患者のほとんどが新聞の記事やインターネット、テレビでこの病気のことを知ります。この病気は周囲からは誤解されやすいことが、さらに患者を苦しめています。例えばやる気がないとか、怠けているとか、病気のふりをしているとか、身内や家族からも誤解され、児童生徒ですと不登校につながっていきます。患者は生きる力を失い、うつ病を発症したり、自殺を考える人もかなりの確率でおられると聞きました。治療法があるのですから、自分や周りの人がその脳脊髄液減少症であることを何らかの方法で知れば、苦しみから救われるのです。全国で患者数は30万人と言われ、予備群は100万人とも言われております。単純に宍粟市に換算すると患者数108人、予備群は357人いることになります。

そこで教育委員会にお伺いします。2007年5月に文科省から学校におけるスポーツ障がい等の後遺症への適切な対応についての事務連絡が出され、県教育委員会からも各学校に通知がされていると思います。これを受けての対応と現状を伺います。

そして、不登校児童生徒、またスポーツ障がいを受けた児童生徒の状況変化に対しての実態掌握はされていますか。

そして、教職員、養護教諭をはじめ関係者は脳脊髄液減少症の研修はされましたか。

次に、当局に伺います。市のホームページや広報で住民への周知を早急にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、保健センター等で相談を受けることができるように対応し、周知するべきだと考えます。いかがでしょうか。

そして、二つ目に、AED普及活動について、伺います。

AEDは、2004年7月から医療従事者だけでなく、一般の人で使用は可能となり、公共施設や民間施設への配備が進んでまいりました。宍粟市でも各施設一応の配備を終了したと思われれます。全国では2010年3月の段階では、27万2,020台ということです。内訳は医療機関が6万台、消防機関が8,000台、その他公共施設などは約20万台になります。消防署が昨年12月に発表したデータは、

心肺停止患者にAEDで処置した場合、1カ月後の生存率は43.8%でAEDを使用しなかった場合に比べて4.5倍も上昇しておりました。なお、この通告の後に新しいデータが出ました。先月の11月26日ですけれども、2010年消防白書ではさらに率が上がり44.3%となっています。また、一般市民による心肺蘇生には5年で1.5倍、AED使用は5年で10倍を超えています。AEDはすばらしい機器であります。生命維持に大きく貢献をしています。しかし、こうしたAEDを使用した救命活動の重要なポイントはスピードであります。救急車が現場に到着するまで平均時間は7.7分、1分ごとに救命率は下がり、5分で半分になると言われております。5分が勝負と言われております。

愛知県では、2005年の愛知万博でAEDにより3人の命が救われたことにより、2007年より携帯電話のGPS機能を利用し、最短で45秒で一番近くのAED施設場所が表示されるシステムを導入していると聞きました。宍粟市といたしましても、GPS機能とまではいなくても、AEDがより有効に活用できるよう、市内全域のAED配置マップのようなものを作成し、広く市民をはじめ宍粟市を訪れる人、観光客にもわかりやすく公表するべきだと考えます。当然、使用しないにこしたことはありませんが、いざというとき、使用できる状況を増やすこと、機能するAEDを目指すことが今後の課題だと考えます。

そこで伺います。公共施設、福祉施設、教育関連施設、行楽施設、地域施設、事業所等すべてのAED配置場所を網羅したマップを制作し、機器が有効に使えるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、公共施設等で土曜、日曜、夜間は施設が使用できないような問題点はありませんか。機器やバッテリー等の管理、メンテナンス状況はいかがでしょうか。

そして、イベント等に貸し出し可能なAEDを用意すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目の質問ですけれども、ICT教育、情報通信技術教育の推進について、伺います。

2011年に小学校、2012年に中学校で新学習指導要領が完全実施となります。新学習指導要領の円滑な実施に向けた支援策はデジタル教材が提起されております。総務省はデジタル教科書を2015年までにすべての小・中学校に配備すると聞いております。そのICT教育推進の一つに電子黒板があります。チョークで書いては消すスタイルも悪くはないのですが、このデジタル教科書を映し出すためには電子黒板が必要です。近隣の上郡や佐用でも電子黒板の取り組みが既に始まっ

ています。両町の電子黒板の視察の機会に私は参加できなかったのですが、参加の感想は授業としてはとてもわかりやすい、楽しい、子どもたちの集中力が全然違うというものでした。最近のテレビでは、天気予報で使うモニターがこの電子黒板のイメージだということです。教師の側もそれなりの準備となれが必要と思われます。ややもすると、教育格差を生じるおそれがあります。

そこで伺います。学校のICT教育の推進について、宍粟市の現状と今後の対応を伺います。

そして、学校統廃合とICT教育の推進、難しい局面ではありますが、教育格差が生じないように、かじ取りをすべきだと考え、教育委員会の考えをお聞きします。

四つ目に、社会資本の老朽化への対応について、お聞きします。

本年3月の日経新聞に、隠れ負債との見出しで記事が掲載されておりました。記事によりますと、道路や上下水道などのインフラや学校、公民館などは30年から40年を経過して更新時期を迎えている。問題はこの隠れ負債を把握している自治体が極めて少ないことであるといったものでした。2009年度から地方財政健全化法が全面施行となった今、この更新費を考えれば、健全とは言えない自治体も出てきます。

また、8月の神戸新聞には、丹波市が2059年までの50年間で、更新費用は2,000億円にのぼるとの試算の記事が掲載されておりました。市としても、道路、橋、上下水道、公共施設などの社会資本の老朽化が進んでいると思われます。また、宍粟市は4町合併前のそれぞれの状況で社会資本の整備が行われており、市としてトータル的な計画を立てる必要があります。

そこで伺います。当市の主な社会資本に対する老朽化の進捗状況はどのような状況ですか。

そして、社会資本を資産と捉え、長期的視野から効果的に維持管理するための基礎資料としてインフラを含む重立った公共施設等の実態調査を実施し、社会資本白書を制作する必要があると考えます。いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 西本 諭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 西本議員の質問にお答えをいたします。

老朽化の進捗度の御質問でございますが、建物、構造物の耐用年数は構造や材質、用途によってそれぞれ定められております。老朽化度を算出するためにはそれぞれ

施設の設置後、経過年数と個別の耐用年数から償却率を積算する方法がございます。一例ですが、市が管理する道路橋につきましては、578ある中で耐用の目安とされる建築後50年を経過する橋梁は全体の0.5%、7橋でございます。今後20年後にはこの割合は約14%になる見込みですが、本年度より橋梁長寿命化修繕計画策定事業を着手いたしまして、計画的な修繕を実施する予定といたしております。

また、学校施設につきましては、耐震基準に基づき説明をいたしますと、昭和57年以降に建築を行い、築後30年程度未満の新耐震基準に合致した建物が36棟で、昭和56年以前に建築を行い、築後30年を超える建物は50棟となっております。この旧耐震基準の建物につきましては、耐震診断を結果を受ける必要な工事を計画的に行い、安心・安全な教育環境の確保に努めているところでございます。

その他、公共施設につきましても、現時点ではほとんどの施設が耐用の目安となる年数の範囲に入りますが、今後経年による老朽化への対応が大きな課題であるということは認識をしているところであります。

次に、市で所有する施設の管理につきましては、それぞれの所管課で実施しており、所在地、面積、延長、構造、用途、建築価格、建築年次等を台帳で記録をいたしております。台帳には公共施設台帳、道路台帳、橋梁台帳、学校施設台帳、それから上下水道台帳、病院施設台帳などがございまして、施設の新設・増改築情報をストックしておりますが、取得時の情報が基本となっておりますため、施設の現況や資産価値などは把握しにくく、データが基本的に紙ベースであることや統一した様式になっていないため、データ分析や加工が用意でないなどの課題がございます。

御指摘の社会資本白書等の整備につきましては、平成18年度に改正されました公会計制度に基づく財務諸表によりまして、多角的な財政状況の分析や長期的視野に立った社会資本施設の定期的な点検、診断を早期に講じる予防保全を推進するためにも重要な取り組みと認識しており、現行システムの比較、あるいは効率性、効果を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

あとの関係につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、学校におけるスポーツ障がい等の後遺症への適切な対応についてということですが、現在、宍粟市内の学校から該当する児童生徒についての報告は受けておりません。

脳脊髄液減少症の話が今あるわけですが、それに限らず学校現場で起きる事故、けが等については、児童生徒の経過を養護教諭や担任をはじめ全職員で観察

する体制を設けております。また、そのための共通理解、あるいは共通体制等について各学校でその体制をとっておるところでございます。

それから、脳脊髄液減少症による先ほど御説明ありましたけれども、頭痛、目まい、倦怠感等、その事故後の後遺症による周囲の理解がなくて不登校になっておる児童生徒ということですが、これにつきましても該当する児童生徒はおりません。また、スポーツ障がい等による児童等についても、そういう不登校というような状況は現在報告を受けておりません。

それから、教職員あるいは養護教諭の研修についてでございますけれども、まず平成19年の先ほどの文科省の通知ですけれども、これにつきましては各学校へ周知をしておるところでございます。養護教諭、それから保健安全担当教諭等につきましては、いろんな研修を行っておるわけです。アレルギーの研修だとか、先ほど出ておりましたAEDの研修だとか、食育の研修等、さまざまな形で実施しておるところでございます。本年度も10月28日に学校保健安全研究会というような形で、成長期のスポーツ障がいへの対応というような形で、元山崎町出身の柳田博美医師に研修に来ていただいております。

なお、脳脊髄液減少症というこのテーマについての研修は実施をいたしておりません。この研修につきましては、今後、学校現場や学校医等の意見も聴取しながら検討していきたいと考えております。

それから、ICTの教育についてでございますけれども、御承知のとおり来年、再来年に小・中学校で新しい学習指導要領がスタートをします。そういう中で児童が、あるいは生徒がコンピューターや情報通信ネットワークなど、情報手段に親しんで、いわゆる情報モラルあるいは情報リテラシーを身につけるということについても、学習指導要領に位置づけられております。情報手段を適切に活用するための学習活動あるいは情報モラルをきちんと身につけるといふようなことや、いわゆるネットワークなどの情報手段を主体的に積極的に適切に活用できる、そういうような学習、あるいはそのための道具として使うといふような、そういうような情報教育あるいは教科指導等におけるICT活用の重要性が示されておるところでございますので、その部分についても十分推進を図っていきたいと考えております。

宍粟市では、21年10月に宍粟市学校ICT環境整備方針というのを策定をしております。小・中学校のパソコン教室の整備あるいは全学校への50型デジタルテレビの配置、または全学校の全職員に1台の公務用パソコンを整備する等も進めております。そういうハード面の整備とあわせて子どもたち一人一人がパソコン操

作になれたり、あるいは情報を加工したり、情報機器を使ってプレゼンテーションするとかいう、そういう情報リテラシーの能力がつく広がりのある事業展開もしておるところでございます。

電子黒板ですけれども、これにつきましても教育現場では重要な情報機器の一つであると考えております。情報教育が目指す、いわゆる情報活用能力を育むという部分につきましては、基礎・基本の部分とあわせて情報の例えばデータベース化とか、あるいはプレゼンテーションだとか、あるいは情報をうまく加工していくという、そういう能力も非常に今後重要な要素、資質となってこようかと思っております。そういう意味では、情報機器をツールとしてうまく活用できるような、そういう力もあわせて身につけさせたいと考えております。

なお、学校規模適正化との関連の部分があるわけですがけれども、情報教育については、今後非常に教育の中での重要な一分野でもございますので、新たな学校づくりの中でも明確にこの情報教育を位置づけながら、取り組んでいけるように整備を進めたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、西本議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、本市における脳脊髄液減少症の患者さんの実態につきましては、保険適用等をされていない病気であるため、把握することが難しく、市全体の患者数などの情報はつかめていない現状であります。

御質問の市民への周知につきましては、この病気の認知度が低いこと、また医学的な研究解明が進められている段階にあることから、ホームページや広報で一方向的に流しますと、かえって混乱を招くのではないかと考えております。健康教室などの機会をとらえまして、この病気に対する認知度を上げ、市民の理解を深める手だてを保健センターが中心となって行ってまいりたいと、そのように考えております。

また、患者さん、それから家族の方への相談体制につきましては、兵庫県内の各健康福祉事務所に設置されています相談窓口、これを紹介していきたいと思っております。県では、この患者さんに係る相談に応じるとともに、県が調査しまして、診療が可能であると回答された医療機関、これを紹介していただけることになっております。今後は、国なり県、また県内各市町の動向を踏まえながら、情報収集を行いまして、保健師の研修等を資質の向上に努め、電話や面接による健康相談の際に適切なアドバイスを行い、適切な医療に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 失礼します。西本議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、1点目のAEDを設置しましたその場所を網羅しましたマップの作成につきましてでございますが、これにつきましては、現在作成していないのが現状であります。しかしながら、AEDが設置されております公共施設、あるいは教育関連施設、これらにつきましては平成20年10月より消防本部のホームページに掲載し、広く市民の方々にPRをしております。

市民の方々に公表し、いざというときに活用できるようにするという事は、大変これは重要なこととあります。そういうことから、今後とも一般事業所等を含めましてAEDの設置者に対しましても御理解をいただきながら、マップの作成についても検討していきたいと考えております。

ちなみに、現在消防本部が把握しております宍粟市内のAEDの設置施設、これにつきましては、公共施設並びに教育関連施設では100施設、106台、また一般事業所等につきましては32施設、33台、合計132施設の139台ということで把握しております。

そういうことから、先ほど申し上げましたホームページへの掲載につきましては、先ほどの公共施設等100施設、106台につきましてそれぞれの公共施設の住所、名前、そして設置場所、事務所とか、あるいは玄関という具体的な設置場所についても掲載しております。

次に、AEDが設置されております施設の夜間あるいは土日の利用ということもございしますが、これにつきましては、ほとんどの施設につきまして、この夜間あるいは土曜・日曜、こういうときには利用できないのが現状であります。

AEDを設置されております施設内での利用とか、あるいは盗難防止等、これらの管理上の問題もあろうかと考えますが、その場にやはり居合わせた方々が土・日、あるいはそういうようなことを問わずに、いつでもそういう事案が発生したときに、広く活用することができますよう、設置者に対しまして、今後とも検討をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、AEDの機器、バッテリー等の管理、メンテナンス等の管理状況につきましては、AEDを購入設置されました時点で、設置者に対しまして業者が取り扱い説明とあわせまして点検、管理等の要領を説明しているのが現状でございます。消防本部におきましても、AEDが設置されております公共施設等に対しましては、

平成21年並びに平成22年、今年ですね、これらにおきまして点検の要領あるいは管理の徹底、これらにつきまして文書で通知をいたしております。

また、各施設、事業所の職員等を対象に実施しております普通救命講習会、これらにおきましても職員によりまして適切な点検、あるいは管理要領、これらについて説明をいたしております。

次に、イベント時のAEDの貸し出しについてでございますが、市が主催しておりますスポーツイベント等の大きなイベントの際には、AEDを配備しまして、実施しているところであります。今後、各種イベント時にAEDを貸し出すということにつきましては、検討していきたいと考えておりますが、あわせて市民の方々がAEDの取り扱い方法を正しく理解をしていただき、使用していただくことが大切であり、また、心肺蘇生法とあわせて活用していただく、こういうことがAEDの使用に対しては基本となっておりますので、普通救命講習会等を通じて今後も指導を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） ありがとうございます。まず、脳脊髄液減少症のことなんですけれども、お手元に議長の許可を得て1枚のA4の紙をお送りしたんですけども、これ実はブラットパッチ治療用というよりも、この左側の絵を見ていただきたいと思いました。子どもの絵がありますけれども、大脳と小脳があって、そして周りに網かけの髄液があるということですね。そして、この髄液が漏れ出すことによって脳が宙に浮いている状態から下がっていってしまう。神経が脳には通ってますから、いろんな部分に支障を来す、そのことによって発症する、そういう病気なんです。ですから、はっきり言って、今まではむち打ち症だと言われてきたのが、最近私が接触したNPO団体ももともとは交通事故のむら打ち症を治す家族の支援の会だったんです。ところが、研究が進むことによって、こういうことが判明したということで、今、脳脊髄液減少症のほうの支援のほうのNPOになっていますけれども、もともとはむち打ち症の患者を救うというところから立ち上がっているわけですね。

こういうふうに髄液がずれることによって、もう本当にいろんなさまざまな症状が出てくるということですので、ちょっとこの資料を送りましたんで、見ていただきたいと思えます。

私もNPO法人と接触して聞いたところなんですけれども、現在患者数が全国に1万人、患者数です、これは、おられるそうです。18歳未満の子どもが500人おら

れるということでお聞きしました。そして、兵庫県下では700人から1,000人の、これは推定ですけれども、おられるであろうと言われております。ホームページ、兵庫県のほうはさつき部長が言われてましたけれども、2009年7月29日よりホームページに掲載されております。実際、もうスタートしています。市町村に確認しますと、168市町村がホームページに載せています。中学校で載せているところもございます。

私は、この患者とお会いしたときに、本当に大変な思いをされているということを確認しました。いろんな問題があるんですけども、先ほど述べましたみたいに、まだはっきり言って研究が5年ぐらいしか、10年ぐらい前からスタートしたんですけど、はっきりしたことは5年ぐらい。医学界そのものでもまだ周知されていないということであったり、患者の救済が遅れています。従来であれば、むち打ち症とされたことが、研究が進み、今のような脳脊髄液減少症がわかってきたと。

治療法も、この治療をされている方は篠永先生という方ですが、このブラットパッチ療法というのをやり出して、大方7割方が回復してきているということです。

一番の問題は、ほとんどここにおられる方はこの脳脊髄液減少症ということを御存じないと思われまます。そのことが一番大変な状況になっています。ですから、お医者さんに行っても、ああ、あんたむち打ち症やなとか、いろんなことを言われて違う病気の処置をされるということで、いつまでたっても治らないということがあります。私もこのNPO法人にお会いした後、すぐに私の家内の友人が体調不良でずっと会社を長期休暇されている方がおるんで、そここのところに行って話をしました。もう仕事に行くと頭が痛くなるんだということで、本当にその人も目を皿のようにして聞いてくれました。この方も過去に交通事故に遭っています。そういうこともあって、今ホームページで一生涯懸命調べてもらって、自分のあれを調べて、まだ結果は聞いていませんけど。

つい、この先日、12月5日なんですけども、実はこの脳脊髄液減少症の患者の方が神戸新聞に載りまして、その新聞を見て、佐用のほうからその方に電話がありまして、そのNPO法人が検査してくれる病院を薦めまして、病院に行って検査したそうです。12月5日に電話いただきました。実は脳髄液が漏れてましたと。本当は病気になったことはつらいんですけども、原因がわかったことで本当に目の前が明るくなったというふうなことを言われておりました。わかってもなかなかまた保険が効かないということが一つあるんで、非常に大変です。

私は、今日本当にこれをわざわざお配りしたのも、ここにおられる方だけでも結

構ですので、周りの人を見ていただいて、本当に原因がわからない、こういうことで苦しんでいる悩んでいるという方に対して、ぜひ紹介していただきたいという思いであります。

これは、子どもの脳脊髄液減少症の冊子なんですけれども、これに子どもたちのいろんな体験が載っています。例えばSさん、12歳の女の子、この子は、1回目は中学1年生のときに吹奏楽でトロンボーンを吹いていた。吹奏楽に入部して5月の末からもう目まいがして、頭痛がして、ふらついて、吐き気がしてきたということで、通学ができなくなって欠席がずっと続いていたと。それでもこういう子どもさんの場合とかは、安静にしていれば治る場合もありますんでね、中学2年生になってまた、よくなったんで出てきて、6月にはバドミントン部に入って練習したと。そうすると今度はさらに激しい状況になったということで、結果的に学校側の対応としては中学1年から3年間は不登校ということだと思われていたということで、この子はこの病気が発生してから5年間苦しんだんですよね。5年間苦しんで、この病気がわかったわけです。この12歳の子が5年間というのはすごい大切な時間だと思うんですよ。学校もまともに行けなかったという状況。これはこの病気であり、治療法を知っていれば防げたということだと思うんです。子どもたちの体験もいっぱいこれには載っているんですけども、本当に学校側としてもすごく理解してくれた先生もいますし、根性で来いとか、まだそんなことやっておるんかとかいろんなことを言われて、つらいつらい思いをした人もおられますし、いろんな体験が載っています。だから、そういう誤解を生みやすい病気ということがありましたんで、是非これを認識していただき、また、こういう法人が出していますんで、勉強していただいて周知していただきたい。

ですから、特に周知が一番大切であるということで、子どもの場合ですけども、子どもの場合はMRIでははっきりしにくいということで、非常に発見が難しいらしいです。放射性のものを使って検査するわけなんですけども、今、団体が調べているんでは北海道で50名、18歳未満の患者がおられる。熊本で32名、千葉で16名という形で、どんどんそういう症状があってもその病気が確定されていないだけであって、苦しんでいる方がいっぱいいるということですね。特にそういう意味では私たちもこのPRと同時に、何とか保険の適用ができますよう、何とか推進していきたいという思いでこの耳なれない病気ですけども、本当に奥が深いといえますか、理解されない病気、これを何とか救いたいという思いで私はNPO法人の代表になったつもりで訴えながら、学校側としてもこういう是非理解していただ

るような学校の研修なり、何なりしていただきながら、そして市としても何とか国県に向かって保険が適用できるように何とか要請していただきたいという思いであります。教育長、そういうところをひとつお願いします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今御指摘いただいたように、この病気に対する認知度というのは、確かに低いものがあるかと思っておりますので、養護教諭あるいはそういう部分を管轄します学校の学校保健安全担当者会というのがありますので、またそういう機会の中でこの病気に対する周知も含めて指導をしていきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 最後に、これはNHKの「おはよう日本」で放送された脳脊髄液減少症の患者の方なんですけれども、漫画家のまつもと泉さんという方なんですけれども、これは「きまぐれオレンジロード」という漫画を書かれまして、もう2,000万部以上を売り上げた、そういう方なんですけれども、ある日突然、激しい頭痛、呼吸困難、首の痛みが襲ってきて、大変な苦しい思いをされて、それでこの方は病院を40軒回ったそうなんですよ。それで発症から5年後やっとこの今の脳脊髄液減少症であることがわかって、本当に5年間苦しい、死ぬような思いをしたという思いで、病院を40軒も回っても判明しなかったということがありますので、是非そういう意味では何とか私たちの手で周知していきたい。研究もいち早く進んで、皆さんが本当に治っていくことを願ってきたいと思います。

次ですけれども、AED、所轄の私の委員会になりますんで、あれですけれども、これは私もずっといろいろ考えてまして、いろんな私も消防のほうのホームページを見まして、100軒、106カ所、確かに載ってました。だけど、見たところ、例えば職員室に入ってすぐ右の棚の上とか、設置している場所がね。それとか、ロッカーの上とかね、いろんなところに置いてあるわけですね。これ本当に活用できるのかなという思いでリストを見よったんですけれども、私は、そういう意味では、もういろんなものすべてを網羅できるような、そういうマップが必要じゃないかと思っております。特に、公共施設に置いた場合は、夜間は活用できなかつたりするということがあります。そういうことで、是非活用できるような状況、だれが見ても、名古屋みたいに45秒でここにあるというのがわかるという、そこまではあれですけれども、先ほど言いましたみたいに、どんどんAEDの活用が上がってきているということがありますんで、何とか消防署だけでなく、当局全体で何とかマップづくりをお願いしたいなという感じがあります。

特に、もうやっておられるかと思いますが、教育委員会のほうでは、中学校とか、小学校ではAEDの講習とかはやられていますか。ああそうですか。是非この中学生たちも社会の一員ですので教えていく、そして同時に命の大切さも教えていけるということで、是非さらに推進していきたいというふうに思います。

それから、利用しやすいという観点では、今後、例えば深夜営業の店舗であるとか、24時間のコンビニであるとか、そういうところに推進していったら、わかりやすい、使いやすいこともまた検討していただきたいなという思いがあります。

総務省が2001年以降で機器のふぐあいを調べた結果、328件がAED機器がふぐあいであったというデータもございます。ですから、そういう意味では、一応の市内に配備は終わったというところであると思いますけれども、本当に使えるのか、本当にメンテナンスは大丈夫なのか、本当にこの場所でいいのかという作業に入っていくためにも、そういうマップづくりが必要じゃないかというふうに思いますので、消防長。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） このAEDの配置、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、公共施設あるいは学校関連施設を中心に設置していただいております。しかしながら、やはり一般の事業所等につきましては、この公共施設等につきましては、まだまだ普及は十分でないというふうには認識しております。しかしながら、これも御指摘のとおり、施設、事業所等で使用するだけでなく、やはり広く住民の方々にも活用していただくことがやはり救命率の向上に繋がるものと認識しております。そういう観点からいたしまして、消防本部といたしましては、やはり設置者に対しまして、今後も粘り強く、広く地域の方々に活用できていけるようなつくり方、設置の仕方をお願いしていくというふうに考えております。また、これらにつきましても、やはりAEDにつきましては、非常に高価なものでありますので、そういう設置者に対しまして、格段の御理解を求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 私は、消防長もそうですけれども、教育委員会とか、福祉部とか、いろいろ絡んでいますので、企画部あたりで一つのマップづくりをしていただけたら、全体を網羅できるのではないかという気持ちでおりますので、何とかそういう方向性を、使えるAEDを目指していただきたいなと思います。

時間があれなんですけれども、ICT教育につきましては、先ほど教育長からお話いただきました。何としてもそういう意味では教育格差を生ませないという思いで何とか推進をしていただきたい。日本のICT教育は欧米に比べて20年ぐらい遅れていると言われております。遅れているからどうのこうのとは、私なんかはチョークで黒板に書くのもいいとは思いますが、やっぱり教育格差を生まないように是非推進のほうをお願いしたいなと思います。

社会資本のことなんですけれども、私も本当にまだまだ財政とか、その辺のことは全然わからないので、この新聞の記事をそのままのみといいますか、当然今までの災害のことがあったり、いろんな学校の耐震化だとか、いろいろ整備はされているのはよくわかっております。だけど、きちっとさっき言われてましたように、いろんな部署に分かれて管理されているというふうに言われました。これはやっぱりまずいんじゃないかなと。一つの白書なり何なりどんな形でも結構なんですけれども、一つのまとめたものにしていただいて、できれば我々にも示していただきながら、本当に30年、50年先、大丈夫なのかということ、これは暗に古くなったから壊せというわけではなくて、何とかメンテナンスをして、建物なり何なりを長く使っていくということにもつながると思いますので、是非よろしくをお願いしたいと思います。

この件につきましては、2007年にアメリカのミシシッピ川で橋が崩落して100人ぐらい亡くなったというふうなことがありました。国土交通省によれば、全国で120カ所程度の橋が老朽化で通行止めになっているということもあります。この財政厳しい中で本当にかじ取りをする、また将来を見据えてかじ取りをする、大変なことだと思いますけれども、何とかそういう思いで安心できる計画を提示できるようにお願いしたいということで、市長、もう一度お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、こうした取り組みというのは非常に重要でもございますし、また危機管理という点からも重要でございます。より効率的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、5番、西本 諭議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 7番、東でございます。通告に基づき一般質問を行います。質問事項は、自治会からの要望、陳情に対する回答についてであります。

これは、合併前の旧山崎町時代のことですが、自治会からの要望に対する回答に

ついでに一般質問がありました。いつ、だれが、これはあえて、それは申し上げませんが、その質問は各自治会から数多くの要望が出されているが、回答はなれているのか。また、応じられずに何年も先送りになっている問題は、どう対処されているのかというものでした。

その答弁として、提出される要望、陳情については、現地確認、地元の立ち会い等を行い、各課と協議して回答している。しかし、国県事業になると、採択待ちという状況が続いており、実施の時期等を明確に把握できていない部分もある。可能なもの、不可能なもの等をきっちり整理して早急に明確に回答し、また、長と地元の理解の相違がないよう、文書で回答していきたいというものでした。

そこで、今回、私は同様の質問を行いたいと思います。

平成17年に4町が合併、宍粟市となって早いもので6年目に入っております。自治会の数も増え、当然ながら市内には大小の自治会があり、またその条件にも違いがあることから、各自治会にはさまざまな要望があると思われれます。

そのような中、今日に至るまで各自治会からは数多くの要望、陳情が寄せられていることと思います。そこで、次について質問いたします。

今年度、平成22年度に限ってといたしますが、各自治会からの要望、陳情について、一つ、要望・陳情は何件ありましたか。その要望・陳情に対して回答が済んでいるのは何件ですか。その回答はすべて文書でしていますか。そして、要望・陳情にこたえた回答は何件ありましたか。

二つ、要望・陳情に対して応じることができなかった回答についての、その自治会の納得の度合いはどうでしたか。

三つ、要望、陳情に対して回答ができていないものは何件残っておりますか。そしてまた、回答していないその期間は要望・陳情を受けてから長いものでどれだけの期間、また短いものでどれだけの期間になっておりますか。

次に、災害時の要援護者の避難支援プランについてであります。

この件は、昨年9月定例会で質問しておりますが、既に年度が変わっておりますことから、確認の意味での質問であります。プラン策定委員会の立ち上げ、そして策定したものを各自治会にどのように周知されておりますか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（岡田初雄君） 東 豊俊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 東議員の質問にお答えをいたします。

災害時の要援護者の避難支援プランについての御質問でございますが、昨年9月同様の質問をいただき、その際、21年度中の策定に向けて努力する旨の答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、昨年台風第9号に伴います災害の検証及び復興計画検討委員会から各種避難体制の確立に向けた提言もいただいているところであります。市はもとより、各自主防災組織における避難体制の確立が求められているところでもございます。このような中で、正式な支援プランの策定には至っておりませんが、要援護者に対する対応といたしましては、高齢者、障がい者のある人が余裕を持って避難に当たれるように、新たな避難準備情報の発令を基準の中に盛り込み、出前講座、ふれあいミーティングなどを通して各自主防災組織に周知をしているところでございます。

また、自主防災組織活動促進事業として、自主防災組織が手づくりで防災マップ及び自主防災台帳の作成に対する助成制度を設けて、この促進に当たっているところでもございます。この取り組みの中で、要援護者に関する情報の収集管理も行っていただいているところでございます。

今後は、避難支援プランを含む各種マニュアルについては、地域防災計画の見直しと合わせて策定し、地域に周知してまいりますので、御協力をお願いをいたします。

その他の関係につきましては、担当部長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） それでは、東議員の御質問にお答えいたします。

1点目の平成22年度における自治会からの要望の件数についてですが、11月末現在で秘書広報課で受け付けした件数は53件であります。うち回答済み、回答不要は52件でございます。回答済みのうちの文書による回答は40件で、現地対応及び口頭による回答は10件でございます。一部の実施を含めて要望に対応できたものは30件でございます。

2点目の回答に対する自治会の納得の度合いについてですが、要望の回答書は基本といたしまして、秘書広報課または担当部署職員が持参いたしまして、補足説明等を加えて自治会長様へお渡しすることとしております。

こうした中、対応が難しいであったり、検討を要するなどの回答に対しては、役員で再協議する、改めて担当部署に確認するなどの御意見をお聞きする場合がありますなど、さまざまとなっております。

納得の度合いについては、判断が難しいところではありますが、回答の意図については一定の御理解をいただいているものと察するところでもあります。

3点目の回答ができていない件数と処理期間についてでございます。回答ができていない件数は1件となっております。当該要望に対する回答ができていない期間は11月現在で約50日となっております。なお、要望・陳情を受けてから、その回答に至るまでの期間については、最短は4日となっております。また、国県への要望や国事業等、関連する事業に関する要望につきましては、関係機関との調整、協議を必要とすることもありまして、回答までの期間は長くなる場合があります。こうした中、日数を置かず実施した地元立ち会いの現地踏査時での口頭説明並びに回答の後、改めての文書回答までに期間を要したものとしましては、最長で約3か月となっております。回答は要望・陳情にお答えできるもの、できないもの等さまざまありますが、さらに短期間で回答に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 2点目に質問いたしました避難支援プランですが、市長、さっき答弁されました正式なものはまだ立ち上がっていないということでしたけども、先ほど質問を1回目にしましたように、今年の9月に質問して、その回答は、これは既にこの本会議で回答されて、しかも議会だよりもその記事がきっちり載っております。年度内には立ち上げていきたいということでしたね。ですから、本会議でやりとりしたことが守られないようではいかなものかなと、こういうふうに思います。いろいろと年度内に事情があったかもわかりませんが、今言いましたように、本会議で質問し、それに答弁があったものに対しては対応をきっちりしていかなければいけないんじゃないかなと、このように思いますが、再度市長、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今申し上げましたように、21年度中の策定に向けて努力するという旨の発言をしたところでもあります。プランそのものの正式なものはできていませんが、避難体制、その中でそうしたことも盛り込んでいるということで、きちっとしたマニュアル的なものはできていないが、既にそうした内容でもって地域にも説明をしているということでもあります。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） そう言われればそうなのですが、あらゆるいろんな自主防災組織とか、その辺で周知を図っているということですが、私のほうが知る範囲では、その周知はされていないに等しいんじゃないかと、こう思います。市長は自らなかなか周知はできないと思いますけども、担当部でその辺はきっちりしていくべきだと思いますが、今後の見通しだけ確認をしておきたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 今回、行政懇談会等におきましても、風水害に限ってでございますけれども、昨年度の台風9号を受けまして、風水害の対応基準というものの、また御質問にあった点については、もちろん対応していかなければならないというふうな中で、風水害の対応基準というふうな部分での要援護者についての説明を行政懇談会、またそれぞれ各自治会でやっておりますふれあいミーティング、要望があったら出向いて行って、いろんなさまざまな講座を御案内をさせていただいております。また、自主防災組織の中でのマップづくりにつきましても、現在、約27件の自治会のほうで、自主防災組織のほうで防災マップをつくって、要援護者に対する避難のあり方、また危険箇所等々のそれぞれの考え方、行動のあり方等々を検討をさせていただいております。

当然、この行政のほうにおきましても、そのプランにつきましては、例えば一人一人の要援護者に対しての災害時に、だれが支援して、どの避難所に避難されるか等々、そういった避難支援プランというものを御指摘のようにつくっていかねばならないなというふうに、行政のほうでも考えております。行政懇談会で申し上げましたように、自助、共助、公助というふうな中での取り組み、こういった取り組みの中での具体化を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 一応の理解はしましたので、今後速やかな周知徹底をお願いしたいと思います。

続いて、1点目の自治会からの要望・陳情についてですが、あえてこの自治会からの要望・陳情について申し上げたのは、先ほども申し上げましたように、合併して6年目、広い宍粟市、市長はじめ副市長、幹部職員の方が宍粟市を全部つぶさに調査したりすることはなかなか難しいんじゃないかなと、このように思います。そういった意味では、自治会からの要望なり陳情は逆に自治会からこういうところに問題がありますよ、こういうところに不備がありますよというところを教えてください

ていると。いわゆる情報収集に繋がっているんじゃないかなと。このように解釈すれば、非常にありがたいことじゃないかなと、市にとって、というふうに判断するわけです。こういうところはこうなっていますよ、こういうところはこうなっていますから、早く手当てをしてくださいよというふうに言ってくれていると、いわゆる情報を寄せてくれていると、こういうふうに解釈をすれば、そこへ飛んで行って速やかにその対応をするのが一番いいんじゃないかなと。こんな考えで質問をしております。

そこで、今回答がありました。もちろん今年度に限ってですが、53件あったようですが、そして回答済みは52件というふうに答えられましたけども、私が聞いている範囲では、回答済みはもっと少ないんじゃないかなと、こういうふうに、53件要望があって52件回答していたら、ほとんど回答済みということになりますけども、いや、なかなか回答が来ないといったことを耳にしておるんで、これをあえて質問をしておるんで、どういうふうに回答されて52件、99%の回答率になっているのか、ちょっとわかりませんが、その回答の仕方がいろいろあるかもわかりませんが、簡単に電話で申し少し待ってくださいといっているのも回答になっていて、53件中52件になっているのか、これはわかりませんが、先ほど言いましたように、自治会からの要望をまた何か情報を与えてくれたんだという考え方、とらえ方が今から自治会と行政との信頼関係をきっちり深めていくことにつながるんじゃないかなと。

御案内のように、行政から特に自治会長に対していろんなことをお願いなり、通達なりしていると思いますけども、自治会はそれに素早くこたえていると思います。行政からのことは自治会は答えて、自治会からのものは行政がなかなか答えてくれないと。いわゆるそれに長い時間がかかるということになると、そこに一つ、信頼関係というものが薄れてくるように感じます。行政と自治会の信頼関係がなくなるとは宍粟市全体の発展はまず望めないんじゃないかなと、こんなふうに思いますから、しっかりといいとらえた方をしていただいたら、さらによくなるんじゃないかなというふうに思いますので、再度今後の対応について、明らかにしていただいたらありがたいかなと、こう思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。今、東議員が申されましたことにつきまして、私、1件だけ経験があるんですけども、回答書をこちらは送付しておったところ、ところがそれは県の事業でありまして、県のほうへは副申をして出しておりました

というふうな回答を出させていただいたんですけども、そういったことで、その回答がないというふうなことで、自治会長さんにすれば、県か市かその辺のところの紛らわしい部分もあったりしまして、一向に返事がないんやというような場面もあったりしまして、こちらとしましては、県のほうへ副申いたしましたという回答は出しておるんですけども、県のほうからは、そういったいついつどうこうするというふうなものは返ってまいりません。そういうふうな面でのすれ違いみたいなものがありまして、そういうふうないわゆる誤解もあったり、こちらの取り違いであったりいうふうなことを経験したことがあるわけなんですけども、そういったことのないように重々自治会長さんに説明をつけ加えながら回答をしてまいりたいなど。その点については注意していきたいなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

自治会分のデータなんですけども、要望・陳情件数53件、11月30日現在でございますけれども、文書回答済みが40件、現地対応口頭処分については10件と。回答不要ということで提言のような陳情・要望もありまして、それが2件で、不要が2件、そして未処理分が1件というふうな内容でございます。つけ加えさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、7番、東豊俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時45分まで休憩をいたします。

午後3時35分休憩

午後3時45分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 9番、大倉澄子でございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより質問させていただきます。

私は、大きく4点についての質問でございます。

まず最初に、し尿処理問題検討委員会の調査報告書について。報告書の内容すべてに係る責任はどこにありますか。

報告書並びに概要版の印刷代予算はどこにありますか。検討委員会としての報告なら委員会がすべてすべきではないのですか。

3番目、市のホームページに掲載された意図は。

4、2ページ記載の「そして、私たちは過ちを犯した人間をいつまでも責め続けてはいけない」とは、どういうことでしょうか。

これがし尿処理問題委員会の調査報告書で言われる住民の目線で早急にこの問題の原因究明、解決及び再発防止の提言を行う行為と言えるのでしょうか。過ちを犯した人には、素直にその罪を認めてもらわなければ問題解決には繋がらないのではないのでしょうか。市長としまして、これまでの調査に不満があったから、肝いりで、し尿処理検討委員会を立ち上げられたのではないですか。非常に矛盾した結論と言えましょう。これら報告を受けて、市長はどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

2番目に、宍粟市民人権意識調査概要版についてであります。

いつ発行されますか。

どこまで準備はできておりますか。

それに比べまして、このたびのし尿処理問題検討委員会の報告書概要版は、本当に手際がいいものです。みんなが考えねばならない問題だから、市民の関心が深かったから早く出したと言われるのなら、アンケート対象市民57.9%にもものぼる回答率によりまとめられた市民人権意識調査の関心度はどのように捉えておられますか。

9月定例会の際、市民人権意識調査の冊子の件について、お尋ねをいたしました。各学校には必要だったらダウンロードで取り出すことができるという説明でしたが、今の学校には印刷予算がないから、印刷はできていない状況です。それならば、市長部局で1校当たり3冊なり5冊ほど印刷して配布すべきではなかったのでしょうか。最初の説明によれば、はなから学校はできないということに繋がったのではありませんか。その意味からも早急に概要版を作成していただきたいものです。原稿化からもうすぐ1年がたちます。もっと真剣にやってください。強く要望します。

さらに、つけ加えて言うならば、ただ全戸配布に終わるのでなく、これからどう生かすか、しっかりとした方向性をお示しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

大きく3番目、出会いサポート事業について。

事業効果等については、結婚への意識が高まり、成婚比率が高まることにより、それぞれの地域の活性化が図れたと断言してあります。果たしてそうでしょうか。総額600万円もの予算が毎年消化されているこの事業、全く無駄とは言いません

が、この際NPO法人か民間にお願いし、曜日を限定せず、いつでも相談支援のしてもらえる「お差しでおじさん、おばさん事業」のようなものにされてはいかがでしょうか。

出合いサポート事業そのものを否定はしませんが、予算に見合っただけの活性化が図られているのかどうか、いささか疑問に思うところもあり、質問をいたしました。市長の見解を伺います。

4番目に、赤ちゃん登校日の開校を。

今年の5月から公立穴栗総合病院で始められた病院ボランティア「めいちゃん」の一員として、月3、4回病院玄関先に立っており、よく赤ちゃんを見かけるようになりました。とてもかわいくて、思わず声をかけてしまいます。たったそれだけのことですが、その日一日は穏やかな気持ちになれます。まさに赤ちゃんは天使です。

一方、新聞、テレビでは、子どもたちを巻き込んだ暗いニュースが報道されております。11月24日、私は裁判所で若い男の子が暴走行為ほかの容疑での裁判の傍聴をしました。赤ちゃんのときにはかわいく純真無垢だった若者が、大きくなってから、こんな境遇に陥らざるを得なかった現実が日本のどこかで毎日起きているということは、本当に悲しいことです。子どもたちには幸せな人生を歩んでほしいと望んでおられる当市でも、誕生からの子育てについては、子育て支援センターを中心として種々取り組みをされておりますが、少し違った視点からの提言をいたします。

核家族化、少子化、携帯電話やインターネットの普及が子どもたちが他人とかかわらなくても生きていける環境を生み出していると指摘され、学校がコミュニケーション力を教えないと社会が壊れてしまうと警鐘を鳴らされている鳥取大准教授の高塚人志先生がおられます。赤ちゃんの力を借りて子どもたちの他人とかかわる力を育てようという取り組みを発案され、小・中学校の教育現場で少しずつ広がっているという記事を読みました。

名づけて赤ちゃん先生の「赤ちゃん登校日」というそうです。なぜ赤ちゃん先生なのかというと、高塚先生によりますと、まだ話すことがままならない赤ちゃんの表情やしぐさから相手の思いを酌み取り、自らが心開いて向き合うことから、コミュニケーションの基礎を学べるし、自分の成長の過程で親や周りの人たちへの感謝する気持ちが持てると言われております。他人とのコミュニケーションが苦手な子どもたちが増える中、言葉を話せない赤ちゃんと正面から向き合わせ、見る、聞く、

伝える能力を伸ばす試みであり、コミュニケーションを重視した学習は保育体験や異世代交流とは一線を画し、原則として最後まで1組の親子と生徒のペアは変えないというものだそうです。

宍粟市でも赤ちゃんの数が少ないという課題もありますが、学校、教育委員会などの連携で違った視点からの子育てができるのではないのでしょうか。

また、この「赤ちゃん登校日」により、毎日の育児に専念することで外出もままならず、閉じこもりがちになっているお母さんたちが、地域の子どもたちとはコミュニケーションをとることで、虐待などに繋がるストレスや不安を軽減できる効果があるのではと期待もされております。

この質問を提出したのが11月25日で、12月5日の新聞でも「赤ちゃんは先生」と題した記事があり、大体の趣旨は皆様もう御理解されているかと思われませんが、今回は主にお隣の鳥取県の取り組みについて、私なりの質問をさせていただきます。

この事業は平成22年12月現在、人口1万7,800人の鳥取県湯梨浜町で平成17年度に始められております。宍粟市が合併したまさにそのときです。宍粟市合併当初人口は4万3,712人が平成22年12月1日現在で4万3,025人、今朝ほど玄関て見ますと、4万2,967人と約5年の間に700人以上も減少をしております。湯梨浜町でも1年間に生まれる赤ちゃんは100数十人とか。出生率減も課題でもありますが、もう一つの課題としては、行政が投げかけた事業をなぜ学校でという感じを持たれ、多忙をきわめる学校現場でどのようにすればいいのか、理解を深めることの難しさをも実感しておられます。

命の大切さを学ぶことを主な目的に、1校で始められた鳥取方式の「赤ちゃん登校日」、最初、湯梨浜町に平成17年に初めて実施され、翌平成18年に境港市、平成21年鳥根県、静岡県でも浜松市の市民団体が来年3月に小学校での模擬授業を計画されており、石川県では今年度全県実施を目指して「赤ちゃん登校日」に取り組みを始めておられます。

このように小・中学校の現場でも広がりを見せているものです。湯梨浜町では、人間関係力を学ぶことを第一の目的としている大切な授業であると認識してもらう努力をされたことが、5年の間の今日に繋がっているものと思われれます。この試みを宍粟市でも実施されるお考えはないか、伺います。

昨日、教育長は教育環境の整備をすると言われました。幅広い実力を備えられる授業であるとか、子どもが主体的に学べる授業、体験は教育効果があると、同僚議

員の質問に答弁されております。まさしくこれが教育長の言われる教育の現場で実践されるべきものではないでしょうか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大倉議員の質問にお答えをいたします。

基本的な考え方については、今までの一般質問でお答えしたところでございます。し尿処理問題検討委員会報告書の件についてであります。これは、市が依頼した委員会からの調査報告と提言でありまして、市として報告書を受け取り、市の責任において公表をしたものであります。

次に、印刷代の予算につきましては、市民へのお知らせのための経費であり、文書広報費の予算で対応をいたしております。

次に、ホームページへの掲載の意図については、本件に関しましては、市民と行政の信頼関係に大きく影響する問題と捉えていることから、広く市民の皆さんにお知らせをする必要があると判断し、掲載をいたしたものであります。

次に、報告書の内容についての御質問ですが、とりわけ報告書2ページの後段部分に関する御指摘については、罪を犯した人間は法により裁かれる。現在被疑者として法律によって裁かれていると。そういうことから、1人に押しつけるんでなしに、事件の起きた背景やその解明に向けた取り組みをきちっとやるのが、このようなことを二度と起こさない、そしてまた市民の信頼を失うことがないように、こういう指摘であるというふうにお聞きをしておりますし、私もそういう理解をいたしているところであります。

また、こうした提言を真摯に受けとめ、こういうことがないように市政運営に当たらなければならないというふうに思いを新たにしているところであります。私自身は決して矛盾した結論であるとは思っておりません。むしろ報告書の提言にありますように、コンプライアンスの確立などは今回の事件を教訓に早期に仕組みをつくり上げる必要性を強く感じているところでもございます。

次に、出会いサポート事業の件でございますが、平成19年度から少子化の大きな要因の一つである晩婚化、未婚化の進行に対する施策として、宍粟市出会いサポートセンターを設置し、新たな出会いを支援することを目的に事業を実施しております。

サポートセンターの運営につきましては、市の社会福祉協議会に委託をし、個人

及び団体会員の募集活動並びに各種セミナーやイベントを実施するなど、成功に向けた取り組みを推進をいたしております。また、商工会の婦人部、青年部等におきましても、そうした取り組みがされておりました、宍粟市としてもそうしたことにも協力支援をしているところでもございます。

平成19年度から平成21年度までの実績につきましては、相談の関係につきましては、成婚件数が11件となっております。個人・団体会員は現在増加をして、市民の結婚への意識が高まっており、徐々にではあります、成婚比率も高まっているというふうに考えております。

それから、相談業務以外にパーティ等でサポート事業としてやっておりますが、これにつきましては2件の成婚がございます。

また、この運営のもう一つに、結婚相談員事業も実施しており、市内全域で25名の結婚相談員を委嘱させていただき、毎月2回の結婚相談所開設による相談並びに結婚相談員連絡会を定期的を開催し、相談員相互の情報交換をする中で、独身男女の出会いの機会を提供させていただいております。

今、御提案をいただきました「お差しでおじさん、おばさん事業」につきましては、現在こうした結婚相談事業等が徐々にではあります、浸透してきておりますので、本事業の経過を見ながら今後検討をすべきかなというふうに思っております。

予算との費用対効果につきましては、成婚ケースが低調になっているように見えますが、男女の出会いを支援することはすぐに効果があらわれることは望めない状況から、今後も社協、そして関係部署と事業内容等を検討しながら、成婚件数の増加に向けた事業推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、事業の内容を参考までに申し上げますが、センスアップセミナー、これは年2回開催をいたしまして、参加者総数12名、それからカップリングパーティ、これは年4回開催して参加者数が91名、それから親同士の交流会、これにつきましては親の縁結びセミナーを開催しまして、婚活のアドバイスや親同士の子どもの情報交換、こういったものを実施をいたしております。こうしたことにも22名の参加、こういったことで行っているところでもあります。

あとの問題につきましては、それぞれ教育長、担当部長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 「赤ちゃん登校日」の開校についてでございますけれども、私も12月5日の神戸新聞を読ませていただきました。御承知のとおり、来年度あ

るいは再来年度から小・中学校で新しい学習指導要領がスタートするわけですが、その中にもコミュニケーション能力の育成、あるいは言語活動の充実というような項目で全領域、全教科で展開するというような内容も入っております。また、国語の中でも言葉を通じた言葉の力の育成だとか、体験を通じた言葉の力の育成、あるいはその他の教科においても言葉の力の育成というような形でいろんな形で新しい学習指導要領の中にもコミュニケーション能力というようなことが出ております。

宍粟市内におきましても、小・中学校において、授業や体験活動でコミュニケーション能力の育成という部分につきましては、いろいろと取り組んでおるところでございます。

具体的には、地域の方々と交流する、あるいは高齢者と交流するというような部分もございます。そういう中で体験活動というのは非常に有効な教育手法だという部分も認識しております。また、中学校3年生の中で、例えば家庭科の保育というような、そういう中で、幼稚園あるいは保育所との交流をする学校等も少数でありますけれども、あります。それから、乳幼児や保護者と中学生が交流するという、いわゆる「赤ちゃん登校日」に似たような取り組みを以前にしていた学校等もあります。

御指摘いただいておりますように、コミュニケーション能力といいますか、そういう力が今、子どもたちに非常になかなかついてないというような現状の中で、いろんな形で取り組みを進めていきたいと考えております。

こういうような「赤ちゃん登校日」というような取り組みについても教育課程の中に位置づけて行う必要がありますので、今後、実施可能かどうかも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうからは、人権意識調査の概要版のことについての状況報告をさせていただきます。

この概要版につきましては、本年度内には何とか作成をいたしまして、市内の各戸に配布させていただきたく準備を進めているところでございます。現在におきましては、この意識調査の分析結果から課題等の整理を行って、紙面等の構成等について、検討を行っているところでございます。

それと、今、議員のほうからも、これからのこれを活用する方向性とかいうところについても御質問がありましたですが、それにつきましては前回の定例会

におきまして、市長のほうからもこの意識調査から見えてくる課題、それらについてこの人権問題の早期解決が急務であるというような、そういう中から人権教育啓発に力を注いでいこうということで、この見えてきた課題について、まず一つには、行政職員に課せられる課題が見えてきたというようなところから、この夏からこちらにかけまして、職員を中心とした人権の研修を積み重ねてまいっております。人権尊重のまちづくりを市の職員が発信していけるような、そういう啓発の進め方等についても工夫を加えながら、その課題解決に向けていきたいなというようなところで取り組みを進めているところであります。

それから、学校のことにつきましては、教育委員会を通しまして印刷したもの、そのものについては1部ずつ学校園のほうへ配布させていただいているんですけども、市の庁内ウェブ、そちらのほうにこの内容を搭載させてもらっておりますので、市職員、市のこの庁内ウェブが見られる環境のところにはそれが配信できているかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 一番短いのでお尋ねをいたします。先ほど大谷部長から御回答いただきました印刷物は1部ずつ配布したとおっしゃいました。私、最初に言いましたよね、学校にはダウンロードしてください、そうすれば見れますよと言われて。でも学校には印刷予算がないから今もってできていないんです。そういった必要からこの概要版は早期にさせていただきたい、そういうことをお願いしているわけでございます。

また、職員を中心に研修をされていると言っておいただきましたけれども、本当にこの資料が有効に活用されるような研修をしていただきたい。それを強く要望いたします。

ほかに移ります。

一番最初のし尿問題検討委員会の報告書について、お尋ねをいたします。

先ほど市長、御答弁いただきましたけれども、ホームページの件でありますとか、そういったことは前回の秋田議員が質問されておりましたから、私は言いませんけれども、市長の思いはわかりました。でも、口では責任ありますと言いながら、こういった問題が出た際、すべて人に理解を求める、人に任せるといような態度が見え隠れしていることが、私、気に入らないんです。

それで、前回、9月のときにも質問いたしましたけれども、この報告書という意

味、表紙にはなぜ宍粟市の名前がないのですかということを行いました。これはただ報告書ですからありませんと言われました。これなら本当に以前指摘した宍粟市民人権意識調査結果の報告の様式と全然変わっておりません。あくまでも報告書と言われるなら、それにかかる費用は公金を使うべきではないと私は前回のときにも言いました。公金を使って印刷するような説明も伺っておりません。そして文中に多くの市会議員は真剣には調査はしませんでした。何を根拠にそう言い切れるのか、お伺いしたいと思います。民生生活常任委員会の会議録が一部分のみ掲載されておりましたが、あれでは市民に誤解を与えかねません。また、当時の担当委員会にも掲載する旨の了解が求められておりません。不適切な内容の報告書配布であるとか、市長任命の委員会なら、何でもありで許されるのですか。この点についての説明を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何でも人任せという捉え方ですが、それはちょっとおかしいんじゃないかなど。決して人任せでなしに、やはり原因をきちっと調査をして、改良点を何とか出していきたくと。そういうことの中で、調査をお願いをしたりしたわけであります。そういう中で、以前から申し上げておりますように、いろんな思い、言葉の中で捉え方がいろいろあるだろうと思います。しかしながら、学識的な経験、あるいはまた市民の目線から見ればこうあってほしいなということがあの報告書には書いてある。したがって、私は真摯に受けとめてこれからの改善を行っていきたく。私はこういうふうには捉えているわけであります。

それから、人権問題の関係につきましては、部長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 前回の議会の中でもいろいろその件が出ておりましたが、こちらのほうへいただいた内容を忠実に調査団体から出ましたものを市民の方に提示するというところで、開示をさせていただいたところで、そのことにつきましても、こちらのほうはなるべく経費は抑える中でできないかというようなところで、前回あったような内容でお示ししたところであります。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 大谷部長の発言には理解をいたします。

私は、今、大谷部長に説明していただきたいと言ったわけではありませんので、はい。市長がさっきおっしゃいましたこと、市民の角度から、経過が透明にわかりやすいものに表現されているから、市民目線からの希望が入っている。だから、そ

れを出したと言われますけれども、それでこの文章には市長はすべて責任を持っていると、ほかの議員の質問のときにも回答されました。責任があるなら、事前チェックされるべきであったのではありませんか。秋田議員も言っておられましたけれども、私も4章、5章については、あれが掲載されたことによって委員会の名誉がひどく傷つけられたと個人的に思っております。私から見ますと、報告内容も一部議員の発言ばかりを取り上げて非常に偏ったものであると思います。当時の担当委員会、民生生活常任委員会の会議での討論、調査を参考にされたようには思えず、到底容認できるものではありません。参考にされたというのであれば、当時の私たち委員会委員の聴取もすべきであったと思いますし、山崎町時代、当時の山安一部事務組合議会に関連した議員もおられたように聞いております。山崎浄苑の実態、または監視をされていた様子なども聴取されるべきであったのではと私は思いますが、それでもありませんでした。すっぱり抜けているそのあたりは、どのようにされ、なぜ聴取されなかったのでしょうか。最高責任者と言われます市長にお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 前にも申し上げましたが、調査委員会に対しましては議会の調査報告なり、あるいは特命チームの調査報告書、それらを提示をいたしまして、それも参考にさせていただきながら、検討を加えていただいております。しかしながら、委員会のある程度独自性は尊重していくべきだということの中で、表現につきましてはああした表現になったわけですが、委員会の言いたいことは個々を責めるということになしに、やはりこうした背景を生んだ体質であったり、あるいはそういう背景を何とか改善をして、新しい宍粟市になってほしいと、こういう意図が含まれておると、そういうことでございますから、個々についてはわかりませんが、真摯に私は受けとめていきたいと、そのように思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 先ほど市長、個々を責めるのではなくと言われましたけれども、この報告書の内容は個々を責めておりますよ。私、読ませていただきました。怒り心頭であります。その中で59ページ、100条委員会を設置していたなら、すべてが解決していたかのような議会批判の文章の内容については訂正を求めたいと思います。同時に、民生生活常任委員会としても、当時は最大限の努力をしたものでありまして、調査開始の時点で既に証拠書類もなく、事実解明には至らず、ずさんな行政管理運営であったとすどく指摘をいたしております。

当時、私たち委員会が委員長報告として結果報告を皆さんにさせていただきました。それをもう一度ここで読ませさせていただきます。聞いていただきたいと思います。問題点、内部調査委員会の調査結果並びに提出資料に基づく質疑応答を通して、調査結果にも記載されているが、当委員会として以下の問題点を指摘する。3点指摘いたしております。帳簿の未整備であります。平成12年度に旧し尿券が100万枚印刷されてから、合併直後の平成17年度当初に使用された宍粟市コピー券、またその後宍粟市新券の印刷時、平成17年7月請求日から台帳整備がされた平成18年7月に至るまでの間、今回の販売枚数と回収枚数の疑義を調査する上で、最も基礎となるべき帳簿、すなわちし尿券受払簿、金券管理台帳が全く未整備であり、在庫管理がされておらず、確認すべき数量、時期等が把握不可能であること。さらに確認すべき附属関係書類の廃棄、不明という事務処理上の大きな欠陥がこの調査の原因究明を困難にしている。

し尿券の発行、管理状況の問題、し尿券そのものに通し番号がなく、販売枚数確認方法は納入切符による調定のみであったことも台帳の不備とともに大きな問題点である。また、販売する際に押していた刻印についても、16年度、17年度の回収券について、調査チームが1枚1枚確認の結果、刻印不明のものが大量にあった。刻印に関しては販売する際に10枚づつを一度に押していたということで、実際に刻印機を使って検印をしたが、中間あたりの券は確かに印影の薄い部分もあった。内部調査委員会の職員に対する事情聴取から刻印してこそその金券であるとの認識はあったとあるが、実際販売時における印影の確認についてはされておられません。し尿券の保管状況に関しても12年度の旧券、100万枚印刷時から現在に至るまでを事務所の移動とともに現場確認をしつつ検証を行った結果、保管状況も適切であるとは言いがたい状況にあった。また、し尿券発行における問題としては、合併直後の17年4月10日ごろまでは旧券に宍粟市の刻印を押して使用、事務所が県庁舎へ移動後は宍粟市コピー券新券の印刷時まで使用していた。つまり平成17年度においては1. 山崎安富券、2. 山崎安富券・宍粟市刻印、3. 宍粟市コピー券・宍粟市刻印、4. 宍粟市新券・宍粟市刻印の4種類の券が流通していた。しかも2、3については発行枚数も記録がなく、販売枚数イコール発行枚数との認識であった。4. 宍粟市の新券、平成17年7月30万枚印刷時においては、立ち会い原版破棄、不良印刷物の確認並びに納品時における枚数確認もされていなかった。

以上のことから、市が発行するし尿券という金券が持ち出そうと思えば容易にそうできる状況にあったことは明白であり、行政事務処理方法として大きな欠陥があ

ったと言わざるを得ず、関係職員の事務処理意識に対する甘さを厳しく指摘せざるを得ないとしております。

し尿くみ取り手数料の現金での支払いの常態化、し尿くみ取り手数料として、し尿券を基本として事務処理が行われていることを前提としていたが、実態としてはし尿券ではなく現金での支払いが常態化していることが明らかとなった。このことは今回の調査の中でも明らかになったくみ取り調査券預かり書の書きかえといった問題へも繋がっており、手数料支払方法そのものに検討が必要である。

そして、結論といたしまして、調査は関係諸帳簿の確認をはじめ関係部局に対しては詳細な質疑を行うとともに、旧山崎浄苑事務所の現地確認を行うなど、委員会としてでき得る調査を行った。経理事務処理上の整合性は認められるものの、販売枚数を異常に上回る回収枚数の疑義について、それを確認すべき関係諸帳簿の未整備、所在不明等により十分な調査には至らず、これらの関係諸帳簿の不備については事務処理上の大きな問題である。

このような重大な事態を引き起こした背景には、あまりにもずさんな事務処理、管理方法並びに規則によらないくみ取りが行われ、現金収集が常態化し、現金の授受という行為がさまざまな経路にわたって存在したことは、不明朗な事態を起しやすい温床であつと言わざるを得ない。この調査において、新たな事務上の不備が発覚するなど、これらを解明するには議会の機能と責任を果たすために与えられた権限を越えるものと判断し、今後は確実に警察機能に委ねられたい。

委託業者が指定の領収書を使用していたが事実を重く受けとめ、委託契約の内容に触れる行為や真摯に業務が執行されていたか。また、市組織外の関係者への調査と警察機能としての捜査と行政としての調査を区分し、双方協力し、問題解決に当たるべきである。早急な改善策として、現金収集の即時廃止を行い、納付書による収集料金の徴収等に切り替えるべきである。事務上の行為としては諸帳簿の管理や点検事務並びに処理決裁体制の十分な再確認と必要な改善をされたい。

以上のことから、し尿券の管理方法を含めた粗雑な事務体制並びに現金収集の実態を相当以前より認識しておきながら放置した責任、また今回の一連の不祥事案が判明した以後においても、適切な処理がされていない事実は、市民の行政に対する信用を大きく裏切り失墜させた。関係者のこれに対する応分の責任を示すべきであるといったことを私たちは委員会で結論として出させていただいております。

この際ですから、私、はっきりと言わせていただきたいと思いますけれども、証拠書類も残っていないところから、どうして真実を割り出せたのでしょうか。反対に何

いたいです。それとも書類を捏造してでも原因を特定すべきだったと言われるのか。市長の見解はいかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、捏造とか、そういうことは適切ではないと思いますが、調査をされたことは委員さんもよく御承知であります。しかしながら、多くの市民から見れば、あそこに書いてあるようなことが一般市民としては思っておると。決して今おっしゃったことが駄目だということではなしに、先ほども何回も前から申し上げておりますように、全体としてやっぱりこういう体質をなくしてほしいという思いの中で書かれておると。そのことについては私も確認をしておりますし、そのように真摯に受けとめて、いろんな改革、改善をしてまいりたいと、そのように私は受け取っております。それぞれ思いはあると思いますが、宍粟市の改善ということを考えれば、真摯にやっぱり受けとめるべきだと、私は思います。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 体質改善をしたいというのは市長のみならず、私たちもずっとそう思っております。そこでは意見は一致いたします。でも、ほかに私、もっと言いたいんです。同じ議員仲間として、わきまえた態度は私とりたいと思っておりますけれども、あまりにも一方的であることに対し、この際ちょっとはっきりと合わせてください。

昨日の他の議員への回答のところであります。この問題は、合併前の山崎町時代に発見できなかった行政及び一部事務組合議会関連の議員の職務怠慢でもあろうかと思えます。昨日言われた事、券を使わず現金でのくみ取りやジュース、ビール、たばこまで出していた市民があったと発言されました。そのような事実があったのならば、山崎町議員として当然注意すべきことであつたはずで、何よりも13年3月印刷所よりの請求分、通し番号なしのくみ取り券が100万枚もの印刷がされていた。果たして必要であつたかという追及を議会がされていたのか、それを伺いたいのであります。その他もろもろを含めて、それこそ一部事務組合議会議員としての職務を果たしていなかったということであり、私個人といたしましては、先ほども言いましたけれども、怒り心頭であります。

それで、今回、提出された報告書の中で民生生活常任委員会のまとめ、特命チームのまとめを超えた何かがあつたのなら、市長、お示しいただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 内容的には大きな差はないと思えます。しかしながら、ある

一定の責任度合い等については、そうした提言もいただいております。そういったことが若干違っているのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 大きな違いはないということであります。私たち一生懸命調べたんです。この報告書の中に書いてある最初言いました文言、削除していただきたいなと思います。秋田議員も言っておられましたけれども、4章、5章ですね、これホームページから削除していただきたい。それを要望いたします。

市長任命の、お気に入りの委員会の報告書は大切にしたいという思いはわからないでもありませんけれども、し尿問題に関係のない部分については、やはり削除してほしい。再度要求いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何回も申し上げておりますように、こうした個人的な意見も一つの提言ということで言われておりますし、それぞれが宍粟市がよくなるようにという思いの中で、あえて提言をさせてもらったということが言われております。そういうことから報告書の内容については委員会を尊重したいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） そちらは尊重して、私たちの立場は尊重していただけないような感じです。はい。し尿問題検討委員会も最後には結局、真相解明には至らなかった。また昨日、企画部次長、岡崎次長もおっしゃいました。新たな事実はなかったと言われたことを含めまして、今回のこの報告書、本当にそれこそ税金の無駄遣いに終わったのではありませんか。大きな責任があるのは当たり前でありますけれども、市長としてはこの際右顧左べんの態度はやめて、きっぱりとし、市としてのけりをつけていただきたいと思いますが、今後どうされるおつもりですか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 早期に解明をしてはつきりさせたいということは前々から言っておりますし、そのことについては昨日、今日の一般質問の答弁でも申し上げたとおりです。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） では、ほかのことでお尋ねをいたします。

出会サポート事業でございますけれども、この間、新聞折り込みに親の縁結びセミナーというのが入っておりました。この中で「我が子の結婚を心から願っておられる親子さんを対象に」という、オヤゴというのは、親と子と書いてありましたけれども、間違いじゃありませんか。150万円も使った事業費のうちの1枚ですけれども、ちょっとおかしいなと思えますけれども、それはどうでしょうか。

それと、社協職員11名分に対する本補助金、人件費5,706万2,000円が出ておりますが、その別に出会いサポート事業委託料として400万円があります。社協職員さん何名で担当しておられますか。また、11名と少ない今の社協職員さんには時間的負担とはなっておりませんか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 社協さんの11名、この出会いサポート事業につきましての400万円の人件費につきましては1名分を見ております。その分の400万円をこの出会いサポート事業の一つとして400万円を社協に補助しております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） じゃあその11名の中に含まれている1名になるわけですか。二重の人件費が出ていることにならないのか。違うんですか。また別なんですか。はい、理解しました。

それと先ほど25名の相談員とお聞きしました。この25名もの相談員さん、果たして必要でしょうか。従来の結婚相談事業を見直し、サポート事業と連携した事業として推進すると計画書には書いてありましたけど、どういったことでしょうか。この25名、将来的にもずっと継続していかれるんでしょうか、お伺いします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 現在では25名でございます。これは継続していきたいと思っております。できる場が一つでも増える、相談もしてもらえると、そういった場は提供していきたいと思っておりますので、相談業務を続けてやっていき、それからこのサポートセンター事業として社協のほうが交流会ということでカップリングのパーティーを開催したりとかしております。そういったものと並行しながら連携をとれるところは、また連携もとりながら、できるだけ成婚に結びつけていきたいというふうな思いなので、いろんなまた社協との協議を重ねながら、一番ベストな方法を考えていきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 私も1組でも多くのカップルの誕生を心より願っておりますので、有効な事業にさせていただきたいと思います。

三つ目の質問でございます。「赤ちゃん登校日」の開校、これは本当にお父さんやお母さん、赤ちゃんにとってのメリットとしまして、赤ちゃんを児童から肯定的なかかわりを受けることで、安心感や信頼感を感じ取ります。児童らは言葉の通じない赤ちゃんとは真剣に心から向き合う姿を通して、我が子の成長した姿をイメージすることができます。他人から愛されることで改めて我が子の愛情を実践することができます。夫婦や乳児とのコミュニケーションについて学ぶことができますとも言っておられます。そして何よりも赤ちゃんに寄り添う親にとっても子育ての喜びと自信につながり、虐待問題への解決の一助となると言われております。

湯梨浜町で実施されたことにつきましては、学校側でありますとか、中学校への参加者側とか、また小学校への参加者側よりの意見がたくさん来ております。小学校への参加者側からは、子ども目線での質問を改めていろいろと感じた。あまりかわることのない年代の様子がわかった。親子にとって今しか学べないようなことを学んだ気がする。お手紙の内容に感動したなどということでもあります。

また、中学生の参加者側からは、家族関係や夫婦関係、自分の育児の勉強にもなったと言っておられます。前向きな好印象をどこの学校に行っても持たれておりまして、参加者の方からの意見を読んで、私は子育ての楽しさ、自信のようなものが確実に芽生えていると感じました。

教育長にも、あとで資料をお渡ししたいと思いますが、お受け取りいただけますでしょうか。はい。

それで、現場からの声として、石川子育て支援財団からは、このプログラムはこれからの教育を、これからの地域を、そしてこれからの日本を大きく変える可能性を持っていると言われておりまして、県立看護大と連携して「赤ちゃん登校日」前後での生徒の変化を分析、その結果をもとに、まだ取り組んでいない自治体へ実施を働きかける方針を持たれるそうです。金沢市野町小学校の校長先生からは、「目からうろこだった。学校がオアシスになる」と言われております。鳥取方式の「赤ちゃん登校日」を県内の子どもたちが体験すると、次世代の子育てが確実に変わる。日本が変わると言われる高塚先生のこの提言に、私は宍粟市としても是非耳を傾けてほしいと思います。大切な私たちの地域の子どもたちのために手を差し伸べる計画を早急に御検討いただきたいと思います。教育長のお言葉、もう一度いただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 「赤ちゃん登校日」の趣旨については、御指摘のとおりだと思います。非常に先ほど申し上げましたけども、体験活動等も有効な教育手法だと考えております。私自身も昔ですけれども、そういう中学生が乳幼児をあやすというような、そういうような、これは家庭科の保育の中で実際にやった経験もありますし、非常に有効な手段ではないかと思っております。ただ、コミュニケーション能力をつけるといいますか、そういう部分につきましては、例えば介護施設のお年寄りの方との交流だとか、異年齢の、あるいは異世代間の交流だとか、いろんな体験活動の形というのはいろいろあるかと思っております。いろんな形の仲で今日的な状況を克服するために、教育の手法や学習の場づくりに努めてまいりたいと考えております。

ただ、学校はそれぞれ地域の中でいろんな状況が異なりますので、一律にこれとというような、そういう形は非常に具体的には困難じゃないかなという思いがしております。先ほども申し上げましたように、実施が可能かどうか、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 理解いたしました。私、最初に大谷部長に失礼なことを言ったような感じがするんですけども、概要版の発行について、早急にやっていただきたいと思っております。

昨日ですか、人権についての研修が何かあったようですね。大勢の方が行かれたと思うんですけども、宍粟市にも人権に関する委員さんが一宮で5名でしたか、4名でしたか、各町集めて20名以上の方がおられます。その方たちにもこの人権意識調査の概要版を早急に渡していただきたいなど、そういうふうに思っております。いかがでございましょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 多分、人権のアドバイザーであろうかと思っております。その件につきましては、この間、委嘱しましたのは4月からでありまして、ずっとこの間研修を積んでもらっております。そういう資料としてまた提示をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） その方たちに報告書は出ておりますでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） まだ出ておりませんので、お渡しをさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、9番、大倉澄子議員の一般質問を終わります。
お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、12月9日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで延会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 4時43分 延会）